

第五十一回 参議院農林水産委員会會議録第二十九号

昭和四十一年六月二日(木曜日)
午前十一時十五分開会

委員の異動

六月二日

辞任

大河原一次君

補欠選任

山本伊三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山崎 齊君

園田 清充君

野知 浩之君

武内 五郎君

渡辺 勘吉君

宮崎 正義君

青田源太郎君

梶原 茂嘉君

小林 篤一君

櫻井 志郎君

田村 賢作君

高橋雄之助君

任田 新治君

仲原 善一君

温水 三郎君

森部 隆輔君

八木 一郎君

川村 清一君

中村 波男君

村田 秀三君

森中 守義君

矢山 有作君

山本伊三郎君

北條 尚八君

國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

政府委員

農林政務次官 後藤 義隆君

農林省農政局長 和田 正明君

農林省農地局長 大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門員 宮田 秀雄君

説明員

大蔵省主計局主計官 平井 勉郎君

農林省農政局参事官 横尾 正之君

本日の會議に付した案件

○農地管理事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎齊君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。本日、大河原一次君が委員を辞任され、その補欠として山本伊三郎君が選任されました。

○委員長(山崎齊君) 農地管理事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○櫻井志郎君 あまり時間もないようですから、簡潔にお尋ねいたしますし、答へもひとつ簡潔にお願いいたします。大臣にお尋ねしたいこと等もありましたが、大臣の都合が悪いようですから局長から答へ願いたいのですが、第一番に、この法案はまことに私は基本的にはけっこうだと思っておりますが、中身に入りましていろいろ

考えさせられる点もありますし、わからない点もあるのですが、これと関連いたしました、いわゆる離農対策について農林省としてはどういうふうにか、本會議で質問した際も、農政問題として離農対策についてもつと政府が積極的に考える必要があるのではないかというのを私にお尋ねしたんですが、そのときでありましたかはっきり覚えておりませんが、赤城前農林大臣は、この問題については積極的考慮をいたしたいということをお答えしておられること等もあるんですが、現段階において農林省はどういうふうにか、どういふふうにか、具体的に法案なり措置として考へているか、それをひとつ傍頭にお願いたします。

○説明員(横尾正之君) 御承知のように、先般行なわれましたセンサス等の結果等によつて見ますと、農家の離農する率は相当程度進行しております状況にあるわけがございます。もとより地域、地帯によりましてその状況には差異がございますが、全般的にはこの五カ年間に比べて離農の進捗状況は、その前の五カ年間に比べていたしまして相当進んでいる、こういう実態にあるかと存じます。

そこで農林省といたしましては、このような農家が離農するにあたりまして、できるだけ困らないようにするということから、一つの問題といたしましては、これらの離農する方々が離農先で就業の問題についていろいろな条件下で可及的に安定した職場を得られるというようなことも必要でございますので、農林省内部といたしましては、農業委員会を中心に行なっておりますところの農家労働力対策事業を活用し、労働省で行なっております各種の雇用対策方面と連絡をとりつつ、できるだけ円滑な離農が行ない得るよう

に配慮いたしておるわけでございます。

なお、一方離農にあたりましては、農地、宅地等も手離すことになりまして、これにつきましては既存の金融制度等も活用いたしまして、その方面につきまして現在の条件下で恒久的に配慮するようつとめておるわけでありまして、しかしながら、先ほど申しましたように、離農が相当進捗してまいつておるといふ実態に即しまして、今後の施策につきましてはさらに検討を深める必要があるというふうなことからいたしまして、そのためには、まず離農の実態をつぶさに調査をいたしまして、離農に際しましてどのような点についてさらに配慮する必要があるかということについて十分調べた上で、そのような調査の上に乗りました今後検討を深めてまいりたいということで、四十一年度におきましては、金額は約五百五十八万円でございまして、予算を計上いたしまして、先ほど申しましたような調査を実施いたしました。その調査と関連をいたしまして、離農に關する農村におきまして各種リーダーの意向のアンケート調査をあわせてするというようなことによりまして、そのような準備の上で今後さらに検討を深め措置をするようにつとめてまいり、こういうふうにか考へておる次第でございます。

○櫻井志郎君 どうも結論は一向に対策が進捗しておらないということにされるのですが、もつと農林省は本腰を入れて離農対策を考えてくれないと、ことばだけでは、やっております、やっておりますというだけでは、これはたいへんまずいと思ふ。ほんとうに本腰を入れて、ひとつ早急に対策を立てるようこれは注文をつけておきます。

それから自立経営農家の育成ということが、基本法の中心とも言いかねますけれども、まあ大きな目標の一つでもありますし、今度の法案においても、基本法の十五条にいつておるこの問題に關連して、二十六条に觸れておるのですが、自立

経営農家という、ことばとしては、概念としてはよくわかるのですが、どうも具体的にあまり明確でない。もちろんこの法案の説明の考え方の中に、農林省としてはこの問題に触れておられますけれども、どうも私はあまり明確にわかっておられないのです。何か局長のほうから、もう少し簡潔明細な考え方が聞けるならひとつお答え願いたい。

○政府委員(大和田啓吉) 御指摘のように、自立経営の概念は、基本法の十五条で抽象的な規定をいたしております。これを私も端的に申し上げますと、家族経営農業に専念して農業所得によって相当な生活程度が上げられるような農家というふうに規定いたすことが一番具体的ではないかと思ひます。しかし、それだけではなお政策目標とするのにいささかばく然としておりますので、やや具体的に申し上げますと、これは経済中期計画のときにもそういふ考え方を出したわけでございまして、農家で地元の農村にいる勤労者の生活程度と同じような生活程度を農業所得によって上げることのできるような家族農家、そういうふうな規定のしかたが現在の段階で一番適当ではないか。それはただいまの経済調査その他の資料によりますと、大体農業所得だけで年間七十万円程度を上げる農家であれば、私がいま申し上げたような農家と言えるのではないかと。ただ、これはあくまで発展的な概念といひます。勤労者との比較においてきめられるものでございまして、勤労者の所得なり生活水準が年々上がつてまいるわけでございますから、自立経営農家の農業所得もおのずと年々上がつていくというふうな弾力的な概念であらうと考えます。

「委員長退席、理事野知浩之君着席」
○櫻井志郎君 この事業団構想を実施していくことは、これは農政の基本政策として当然必要だと思ひますが、ただ、同時に数多く存在しておる兼業農家、零細農家、こうしたものの対策をどういうふうに農林省が考えておるか。それからあわせて、私はかねてから主張しているのですが、農林省の例の専業、兼業の区別というものを、これは

は解釈を変えなければ大体いかにぬじやないか。世帯主とか、あと取りとかいう人が農業に専念しているのが専業農家と考えていいはずなんです。すぐお嫁にいく娘さんか何か会社が会社に勤めているとか、次男、三男の人が月給取りをしているとか、そういうのもいまの農林省の定義では兼業農家という。この考え方はたいへん間違つた——間違つたと言つてはおかしいのですが、こういう定義をつけたのは、あるいは明治時代、大正の初期にその定義をつけたときの社会環境というものを、いまでもそうであるという錯覚のままにその定義をそのままにしているという考え方であると思ひますが、農林省はこの点を改めると同時に、いま私が疑問にしている兼業農家、零細農家に対する対策というものをどう考えておるか、それをひとつお示し願ひたい。

○政府委員(大和田啓吉) 御指摘の二点、私はまさにその通りであらうと思ひます。第一の兼業農家あるいは零細農家に対して農林省はいろいろふりに考えるかということでございますが、私も農政の立場として考えまして、特殊の農家あるいは特別といひますか、少数の農地に専業的な農家だけがうまくいけば農政はそれでいいというふうには毛頭考えておりません。農業生産を高めるためには、あるいは農家の所得なり生活水準を上げるためにも、あるいは一部の農家だけでなく、全体の農家、兼業農家なり、あるいは零細農家なりを含めて、全体の農家の農業生産を高め、あるいは所得を上げることが私は農政の大きな筋道であらうと思つております。しかし、それと同時に、今回農地管理事業団を出すに至りました経過を申し上げますと、農政の一つの基本的な立場としては私が申し上げたとおりでございますけれども、最近のように兼業農家がこれだけ進み、農家らしい農家といひますか、先ほど私が申し上げましたように、農業に専念して農業所得やつていけるような農家というものをほんとうに相当の数をつくつていかないと、日本の農業の生産力というものは決して上がらない。また都市と

農村との生活水準なり所得の格差の是正ということができないというわけでございますから、全体の農家を対象として農政を進めながら、やはりそれと同時に農業で自立できる農家を相当程度育成することに私は力を注ぐべきだという立場に立つておるわけでございます。

ただ、兼業農家なり、零細農家なりに対してどういふ対策があるかということでございますが、実は私から申し上げるまでもなく、農家の階層の分化といひますか、戦前のような農家一本で同質、質の同じものでございまして、きわめて農業を片手間にして農業を副業と考える農家から、農業でほんとうに生活する農家まで、農村において農家の階層分化というものはきわめて著しいわけでございます。また、戦前では小さな農家イコール貧農でございましていたけれども、最近における兼業化の進みぐあいを見ますと、むしろ三ちゃん農家までつかに勤めているという農家の生活水準は専業的な農家よりも高いということが普通見られるわけでございます。兼業農家なり、あるいは零細農家に對してそういう一がい問題の定義ができませんというふうな思ひます。そして農業所得だけではとても生活することのできないような農家に對しては、地域開発、工場分散あるいは雇用の促進あるいは社会保障といふことが必要であらうと思ひます。先ほど離農対策についてお触れになりましたけれども、離農対策という問題と同時に、私は零細農家対策なり兼業農家対策なり何なりとして社会保障の問題が今後の農政として大きくとりあげられるべきものであらうと思ひます。それと同時に、そういう兼業農家なり、あるいは零細農家が農業にだんだん関心を失つてきておられますことも事実でありますし、またその人たちは、主人公は工場や、あるいは会社に入社に出て、主婦や、あるいは老人が農業をやつて非常に過勞に陥つておられることも事実でございますから、私はそういう面に、農業生産なり、あるいは農家対策としては、やはり大きな機械を中心とし

た共同化を農林省として本格的に進めるべき時期にすでにきています。これは構造改善事業その他でここ数年農林省として相当力を尽してやつておるわけでございますけれども、その点についての今後の努力は私はずますやうななければならぬというふうに思つております。

さらに、兼業農家と専業農家の定義についての御意見がございましたが、まさにそのとおりで、私もときどき農村に行つて兼業農家というものをずっとたぐつていきますと、農林省の統計調査の分類によりますと、三町歩の水田の農家で娘が一人、学校の先生をしたり郵便局に勤めたり、第一種兼業農家というところでございまして、その娘が嫁に行けばまた専業農家になるというところでございまして、これは私も農政を考へる場合の統計の取り扱いとして、いまの専業、兼業農家というものは実情に沿わないものがあらうかと思つております。そういうことで実は統計調査部でも最近兼業、専業の区別を、経営主なり、あるいはそのあと取りの就業の実態についてやるように統計を変えております。一種兼業、二種兼業、専業という区別もこれはいままでの連続の中で統計を見る必要上、一がいに捨てるわけにはいきませんので、一種兼業、二種兼業といふようなことで過渡的なことで、大体いま御意見がございまして、たうに、経営主なり、あるいはあと取りなりの農業就業の実態に即して兼業農家と専業農家と区別するという方向で統計の整理をしておるわけでございます。

○櫻井志郎君 いまの統計問題は、私はこの前の本会議で強く主張したところですが、だんだんそれを取り入れかかつておるといふ話も聞いているので、改善の方向に進んでいるというのを考えるのですが、いまの局長の答弁としては私は満足します。しかし、そのことをやはりほんとうに実行していつていただくというのを守つていただきたいと思います。

それから、ちょっと与党としては少し言いにく

いことですが、当初管理事業団の問題を考えたときに、たしか農林省は二重価格制度の中で考えておるんじゃないか、あるいは私の記憶違いかもしれないが、二重価格制度を考へておつた。それから融資利率もたしか二分ですか、農林省は考へておる。ところが折衝の過程において、それがいいよになると吹っ飛んでしまふ。法律が成立してしまつても、将来考へた最初の方向に改善していくというふうな考へ方をいまも持つておられるかどうか、その点ひとつお答えいただきたいと思ひます。

〔理事野知浩之君退席、委員長着席〕

○政府委員(大和田啓君) 農地管理事業団の仕事をしていく過程で、農家らしい農家といふことが、農業を一生懸命でやつて農業で生活する農家の土地が少すつていくといふこと、その土地価格の負担が農家にとって非常に大きいものになりますと、かえつて農業経営を阻害するといふことにもなりかねませんので、農家負担の適正化につきましては、私どもこの問題の当初から非常に大きな関心を持つておつたことと考へております。それで省内の討議の過程におきましては、お話をいたしましたような二重価格を議論したことがございまして、これは省内の議論の中で、やはり二重価格でございまして、事業団がかりに農地を買つて売るときも、買値は時価で売値は何か特別な価格を設定するといふことは、農家負担の軽減という立場からはプラスであるけれども、場合によりましては農地価格を高める必要が一方では出てくるかもしれないし、さらには事業団が幾らか計算上むずかしい問題がございまして、単に財政負担が非常に大きくなるだらうといふことだけであつて、価格算定についてもむずかしい問題がございまして、部内の検討の過程で二重価格論は捨てて時価でやる、そのかわり長期、低利の融資をつけるというふうな結論をつけたわけでありまして、それから、長期、低利と申しまして、願わくば二分、四十年といふことで、これは大蔵

省との折衝に持ち出した問題で、折衝の過程において二分、四十年といふのは現在の金融事情からいってあまり低過ぎるので、三分、三十年といふことに結論として落ち着いたわけでありまして、三分、三十年で計算いたしますと、一反歩二十万円の農地で年の償還金は一万二千円だつたと思ひます。これは私どもいろいろな計算をいたしまして大体農家としてやつていけるというふうな考へております。まあ各府の事例を見まして大体三分、三十年くらいでいふ問題も処理しているところもございしますが、もし少し低い利子で長い年限の償還をやつていふところもございしますが、三分、三十年といふことは、ただいまのところではこれで落ち着いて動かすわけにはまいりませんが、農地事業団の今後の活動の過程においてさらに再検討したかどうかといふふうに現在考へております。

○櫻井志郎君 いろいろお尋ねしたいこともあるのですが、時間がありませんから、少し急ぎますが、この事業団構想で土地の所有形態が変わつてきて、物理的な土地の持つていける諸条件ですね。簡単に言へば圃場整備が必要であるとか、あるいはかんがい排水設備をよくしなければならぬとか、農道を改善していかなければならぬとか、そういう具体的な農業の近代生産条件を具備する物理的な問題と、この管理事業団の構想の中に含まれていふ問題とをどういふふうに現実には組み合わせていこうといふ考へでございしますか。

○政府委員(大和田啓君) 私ども経営改善なり、あるいは農業生産性を高める立場に立つて、耕作規模を拡大することが第一の鍵であると思つて、農地管理事業団法案の御審議をわずらわしている次第であります。土地の規模が大きくなればそれで農業経営の改善が行なわれるとか、生産性が一べんに上がるとは考へておりません。そのためには土地の基盤整備、これはかんがい排水、暗渠排水等々のいわゆる基盤整備の事業を進めると、さらに農業金融について整備を加えること、あるいは技術指導をすること等々、私は農地管理

事業団が設置されて活動をいたします場合に、土地改良その他一切の農業施策がそれに伴つてさらに充実されなければ、この法案がねらつておるような農業生産力の向上とか、あるいは自立経営の育成とか、あるいは協業の助長といふことが不可能である。農地管理事業団だけが単騎出馬してうまくいくといふふうには考へておらないわけでございます。しかし、耕作規模の拡大といふことをめぐつて、その道を迂回して、それ以外の施策を一生懸命やつても、これもまた限界がある。やつぱりこれは農業政策の一つの基礎であつて、これを固めると同時に、その他の施設をあわせて勇敢にやらなければいかぬといふふうに考へておるわけでありまして。

○櫻井志郎君 ちょっとほくの質問が、言い方が悪かつたか取り方が悪かつたか、聞いたことと答えてちよつと違ふんですが、あなたの答へられた必要であるその必要性の問題、抽象論をばくは言つていふんじゃないんだ、実際の行政として管理事業団の経営面積拡大のこの手段と、実際に近代生産に合致するような土地の条件を整備していくこととの組み合わせの時点といふものを、どういふふうに行政上運んでいける考へでしようかといふことが質問の中心だつたんですけれども、そういうことは別にして、時点も考へずには可能なものからやつていくんだといふことなのか、何か計画性を持つて考へておられるのか。

○政府委員(大和田啓君) あるいは私のお答へがまだ足りないのかわかりませんが、農地管理事業団の構想は、たとえばフランスにおいてあるわけですね。フランスの例などは、単に農地管理事業団のものが土地を買つて売ればかりではなしに、未墾地等を含めて開発あるいは基盤整備をやつて、これを自立経営となるような農家に売却するといふことをやつております。私ども事業団法案を検討いたします場合に、今度新しく未墾地のほうをつけ加えたわけですが、基盤整備的な仕事を事業団にやらせることはどうかといふことについてはだいたい検討いたしましたけれども、と

にかく日本では耕地整理法以来数十年の土地改良制度の伝統がございまして、またそれにつけ加へて農地管理事業団がそういう実務をすることは、いまの段階では適當ではあるまいといふふうにいしたわけでございます。しかし、お手元に差し上げました「農地管理事業団の運営の考へ方」でもお示しいたしておりますように、農地管理事業団の事業といふのは土地改良、換地処分あるいは農用地の開発造成といふことと連絡をとつてやらなければ、ただある農地を売つたり買つたりするといふことだけでは十分でございせんから、農地管理事業を村で実行いたします場合に、その基準となる農地管理の方針を作成いたします場合、あるいは農地管理事業団が実際仕事をいたします場合に、私は市町村当局なり、あるいは土地改良区等々と十分連絡をとつて、そういう機関の仕事と農地管理事業団の仕事とを十分かみ合せていくように指導をいたしたい、こういうふうに考へております。

○櫻井志郎君 私はそのフランスの実例を知つていふがゆへにお尋ねしたのだが、そのことを検討された上で、さしたつてはいまの姿でいきなりといふお考へなら、それはそれで別に私は異議があるわけじゃないのだけれども、それはやはり一応考へてみる必要はあるのじゃないかといふことだけ申し上げておきます。

そこで、未墾地の問題に局長が触れられたので、私も未墾地についてちよつとお尋ねいたしますが、これは先般提案したときは未墾地は入つていませんでしたね。今度新しくこの問題を加へた。この加へることによつて、端的に言つて、農地造成事業を促進していく上において、行政上非常に効果があるといふような判定の上立つて新しく法案にこれを加へてこられたのかどうか、その考へを伺いたい。

○政府委員(大和田啓君) 私は農家の経営改善なり、あるいは規模拡大に、農用地の造成といふことが今後非常に意味を持つてあらうといふふうに考へておりますが、現在の開拓方式は、これは

よく先生御承知のとおり、いわゆる開拓パイロット方式ということで、未墾地についての権利が得られたところで、国営なり県営なり、あるいは団体営なり、それぞれ事業規模に従って開拓をやっていくというシステムをとっているわけでございます。これは農地法で実は未墾地の強制買収の規定があるわけでありまして、戦後のいろいろな経済、社会事情の変化によりまして、強制買収という形で未墾地の処理がなかなか困難になってまいりましたので、昭和三十六年に開拓の方式を変えて今日に至っているわけでございます。ところで、相対売買あるいは相対で借りるというところで現在やっておりますけれども、農村なり農山村の実情からいいますと、ただ相対で話をつけるといことがなかなかむずかしい場合が多いわけでございます。したがって、開拓適地である、あるいはそこで草地造成することがきわめて望ましいところでも、なかなか所有者と従事者との交渉がうまくいかないで、開拓なり、あるいは草地造成の仕事が流れるということはよくあることでございます。農地管理事業団は、決して強制力を用いるわけではございませんけれども、とにかく農地管理事業団といういわば公的な機関があつてんの役を買って出て、熱心に未墾地についての権利の取得等に努力をすれば、私は日本においてまだまだ開拓なり、あるいは草地の造成なりが相当進むというふうに考えております。したがって、開拓なり、あるいは草地の造成を進めるといふ立場で、私は農地管理事業団に未墾地の問題を入れたことが、今後相当な意味を持つてくるというふうに信じているわけでございます。

○櫻井志郎君 この法案でいくと、この地域の指定ですね、一応は考え方に書いてあるようですが、これももうちょっと具体的に説明してもらえないですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもこの農地管理事業団を動かす場合に、役所の立場で網をかぶせるように地域を割り当てするといふふうには全然考えておりません。それから、かりにその農家が望んでも、たとえば、もうすでに都市化されている地帯あるいは都市近郊で長く農村地域としてとどまらないようなところでは、私は地価が高いといふこともございまして、農地管理事業団を動かすことが適当でないだらうと思ひます。したがって、俗に言えば農村らしい農村と、長く今後農業地帯としてとどまるようなところで、まあ村の人たちがやろう——これは市町村長が都道府県知事に頼むという形で出てくるわけでございますが、そのときに知事は都道府県農業会議に意見を聞いて農林大臣に申し出ると、そういうふうにするので、農林大臣に申し出ると、そういうふうにするので、農林大臣としてこれを指定してやると、そういうふうにならうと考えているわけではあります。

○櫻井志郎君 その場合にその地域の構成ですね、自立経営農家になる見込みの農家がどの程度以上なければいかなんとか、そういう考え方を現在持っておりますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども考えております条件としては、今後長く農業地帯としてとどまるし、また農業構造の改善といふことに熱心な関心を持つておる村といふふうに考えておりますけれども、何割以上自立経営農家が育成されるというふうにかたくなは条件として考えておりません。

○櫻井志郎君 農地法の改正問題ですが、農地法の改正はやらなければいけないというふうな意見は、これは私のみならず各方面からそういう意見が相当出ておりますし、これも昨年の本会議のときに質問したとき、赤城大臣は、たしか検討中といふ答えだったと思うんですが、現在、検討がどの程度進んでおるのか。まあ全般的にいつてその問題が一つ。

それから農地制度の再検討、農地法の改正問題とこの法案の問題との関連といふことをどういふふうに考えておられるか、どういふふうに考えて現在検討を続けておられるのか、その点ちょっと……。

○政府委員(大和田啓氣君) 前の国会で赤城農林大臣から、農地法の改正について前向きに検討をさせるというお話がございまして、私も実は昭和三十一年の秋以来、農地制度研究会というものを省内に置いて、學者あるいは學識経験者等を入れて相当熱心にまた詳細に農地制度を検討いたしております。私もその研究会で、農地局では、その研究会と並行して、農地法を改正すべきとすればこの点が問題であるかといふことを相当詳細に検討しておるわけでございます。時間がございまして若干の論点御披露したいと思ひますけれども、ただ、結論的に大まかに申し上げますと、私も昭和二十七年に農地改革のあとを受けて農地法を制定いたしました、現在の農地法の骨格は、戦後二十年長く維持されておりましたので、耕作者の地位を守るといいますか、土地所有によつて、耕作者の地位において土地所有者が利益を得るようなことは、農地制度については避けなければならぬといふ根本方針、あるいは農地制度が農業生産力を高める方向に運用されるべきだといふ、そういう根本的な精神においては、私は、農地法は現在でも十分その生命を持つておると思ひます。

しかし、一つだけ申し上げますならば、農地法の中で一番大きな問題は、やはり私は、小作制度についての法律の規定なりその運用であらうと思ひます。やや具体的に申し上げますと、先ほどもお話に出ましたけれども、二種兼業農家といひますか、農業所得よりも他の所得が多い、いわば農業を片手間としておるような農家が現在四割二分ほどございまして、そしてその人たちが耕しておる土地が全体の農地の約二割二分程度でございます。しかし、この人たちは先ほど申し上げましたように、非常に複雑な内容を持っておりまして、けれども、相当多数の人が、主人公が工場につとめたり、あるいは会社につとめたりして、いままでのように五反歩なら五反歩あるいは六反歩なら六反歩という農地を全部耕す必要がないような経済条件になつておる者が相当あると思ひます。まあ、飯米は必要でございまして、二反なり三反なりはまず当分は耕すにしろ、とにかく、いま耕している五反なり六反なりは、全部はその耕作を継続する必要があるといふふうには判断を、また御本人たちもそう考える人が私は数多くあると思ひます。しかし、小作料の統制額といふものは、これは昭和三十年にきめましてから、水田で中田で反当にして千五百円でございます。それから耕作権の確立といふことで、これは日本の農地制度として非常に長い伝統で、先輩たちが非常に努力で築き上げてきたものでございまして、とにかく一たん貸せば、借り手が承知しない限りは土地が戻らないといふふうに現実においてはおるわけでございますから、五反歩、六反歩耕しておる人が、土地を売るつもりはないけれども貸してもいいという人たちが相当いても、うっかり貸すとあふないといふことで貸さない、この人たちははうっておいて荒らしづくりをして生産力を非常に落とすか、あるいは通常諸費耕作といわれるように、やみ小作の形で人に耕させる、この場合の小作料といふものは、地域によつて違ひますけれども、反にして一万円とか一萬五千元とかいうのが決して珍しくございません。また、耕作者のほうからいまして、これは耕すけれども、来年は耕すようになるかどうかという耕作権の保障は全然ございません。したがって、小作料を非常に低く押え、また耕作権を非常に強くすることが耕作者のためであることは間違いないけれども、同時にまた、新しく土地を借りてもう少し経営を伸ばそうといふ立場からいへば、それが大きな桎梏になつて、小作料の水準といふものは千五百円ですけれども、現実には小作料は一万円とか一萬五千元、法律上は耕作権は非常に強くなつておるけれども、事実上は請負耕作の形で、来年は耕すことができるかどうかという保障がない。そういう状態になつておることは、やはり小作制度の問題あるいは小作料の問題として当然正當に評価すべき時期に来ておるというふうに思ひます。

ます。ただ、先生も御承知のように、農地制度といふものは、何といつても農業構造の基礎でございいますし、小作料を動かすということも、いろいろ税制なり、あるいは米価等々にも影響があるところとございいますから、私もそういう問題意識を持ちながら、やはり取り扱ひとしては十分慎重にやらなければならぬ、小作制度ばかりでなしに、農地法全体を通じて私は相当直すことが日本の農業にとつても必要な段階に来ておるけれども、その取り扱いについては私どもの検討も深めると同時に、関係方面といひますか、いろいろの立場の人たちの意見も十分伺つて処理すべきものだとおもうに考えております。まあ、先生おっしゃる通りに、農地法の改正法案の提出といふことはそう簡単にはできないでおるわけとございいますけれども、農林省の中では、十分私が申し上げましたような角度から真剣に取り組んで検討をいたしておるわけとございいます。

なお、農地管理事業団につきましては、この法律にもございいますように、農地管理事業団が活動をしやすいように農地法の特例がある程度まで定めております。農地管理事業団が相手方になるような売買賃借は農地法の許可が要らない、あるいは農地管理事業団に土地を貸して、農地管理事業団がまただれかに土地を貸すというような場合は、耕作権の規定を除外する、また、十年たつて返してくれといふ返すことになるようなふうになつておるわけとあります。また、農地管理事業団に土地を貸してまた貸しをしてもらう場合でも、不在地主の規定は除くと、あるいは一町歩の保有面積の例外を除くというふうな形で、農地管理事業団自身が活動をしやすいようには農地法についての特例の手当てをいたしておるわけとございいます。

また、まあ第三の問題として、農地法を改正すれば農地管理事業団なんなくなつても農地の流動化が行なわれるという御議論もあるわけとございいます。私はそれは絶対そうではないといふ

うに思ひます。これは一つの例を申し上げまして、ドイツ、フランス等々において、農地法の規制といふものは決して日本のようなきびしいものではございませぬけれども、農地管理事業団類似の国家的な機関を置いて、そこで経営規模の拡大のために大いに苦心し、努力しておるわけとございいますから、農地法を直せば、あるいは極端な議論として、農地法を撤廃すれば農地の流動化がよいという方向に向かうといふふうには私は絶対考へておらないわけとございいます。

○櫻井志郎君 局長のいまのお答えの中で、小作制度、小作料、それから請負耕作の問題にも触れたのですが、私はいつだったか忘れたのだけれども、日本経済新聞に請負耕作制度は合法化される、請負耕作でも、現在の農地法からいつても合法的なやり方であれば、完全に法律に引つかかるといふ、大別して請負耕作の内容を二つに分けられると思うのですが、その請負耕作制度を合法化できるように農林省が考へておるといふのはなしに、もっと突き進んだ、あたかも実施できるようなことを農林省が近くやるというふうな記事が、いまちょっと私、記事を持つていないのでこのうらふらふに書いてあつたといふことは言えないのだけれども、その請負耕作問題が日経に出ておつた。そうすると、そういうことが可能になつてくると、先ほど私が質問しようかどうしようかなあと思つた問題ですが、三分、三十年償還という問題とからみ合せて、請負耕作制度のある程度の解決がつけば、この事業団法がもくろんでおる問題とどう関連してくるか、極端なことをあげていへば、いま局長も触れられたけれども、一部の議論としては、この法案が必要ではないのではなからぬ、なくとも農地法あるいは改正するとか、いま私が言う請負耕作の問題を解決していくことによつて、ある程度その必要性といふものはなくなるんじゃないかといふふうにも考へられぬでもないのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 日経の請負耕作に関する記事は私も見ました。多少新聞記事には誤解

といひますか、書き足りない点がございいます。と申しますのは、請負耕作と一口に言ひますけれども、その中には全然内容が違ふと言つてもいいような二種類のものが入つておるわけとございいます。一つは、私が申し上げましたように、実際のやみ小作で、相対で小作料を一万円なり一万五千円なり、あるいは耕作権が全然確立されてないものを請負耕作という形で農地法の脱法としてやつておるのが一つございいます。それからもう一つは、請負耕作といふ名前を使いながら、たとえば農事実行組合でありますとか農協でありますとか、そういうものが集団栽培あるいは技術信託といふような名前で農作業を小さい農家にかわつてやる。それを請負耕作という形で表現している場合があるわけとあります。私がその日経の記事を考へますと、日経の記事で請負耕作を農林省が認めるというふうに書いたのは、請負耕作の第二の範疇のもので、相対のやみ小作を合法化するということではございませぬ、農協なり、あるいは農事実行組合なり、その他の農業生産法人が作業の請け負ひをやるというものを、農林省としてはあまり農地法に触れるというふうなことをやましく言わないで、そういうものは私が先ほど申し上げましたように兼業農家対策なり、あるいは零細農家対策として今後進めるべき一つの道とございいますから、その点についてはあまり農地法をたてにとつてやましく言わない、請負耕作の中には筋のいいものと筋の悪いものがあるといふふう

に申し上げたいいかもわかりませんが、やみ小作の問題についてはこれはやっぱり農地法の問題として、これは農地小作制度なり、あるいは小作料改定の問題として正面から扱わないと、これをやみくもに認めるというところは私は適当でないといふふうには考へます。しかし、片方の技術信託だとか、あるいは集団栽培といふような形で、放つておけば生産が落ちるような農家をできるだけ組織化して生産力を上げる。あるいはその人たちの所得を少しでも上げるという方向では私はあまり農地法をやましく言わないで、現在の法制のもの

とでもある程度まで自由にそういうものができるといふべきではないかといふ、そういうふうな考へるわけとあります。

○委員長(山崎齊君) ちよつと速記とめて

〔速記中止〕

○委員長(山崎齊君) 速記を起こして。

午後一時四十分開会

○委員長(山崎齊君) 委員会を再開いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それでは、農水委員会を差ししかえて私が御質問申し上げます。

農林漁業団体職員共済年金、略して農林年金と称しておりますが、この農林年金についてわが党はわが党の対案と申しますか、考へ方をもうすでに示しております。衆議院において相当長期にわたつて審議をされたようでありまして、どうもわれわれの考へ方からすると、今度の法律案については、農林漁業団体に対する優遇措置として厚生年金から昭和三十三年に移行したのでありますけれども、どうもわれわれとしては納得できない点が多々ありますので、次第にそれを明らかにしつつ、政府の見解をただしたいと思つております。

まず、その前提といたしまして、衆議院で若干修正をされたようでありまして、その修正された個所とその理由、それについて政府のほうからひとつ説明を願いたい、かように思ふ次第であります。

○政府委員(和正明君) 衆議院で自民党、社会党、民社党三党の共同の御提案で修正になりました点は二点とございいます。第一点は、政府の原案では、既裁定の年金につきましては、退職年金、障害年金を六万円、遺族年金を三万円というふう

いずれも二十年以上に限るといふことにしてあつたわけでございますが、そのうち障害年金につきましては二十年という組合員期間を必要としないうといふに修正をされたわけでございます。修正の御趣旨は、障害年金は組合員期間の長短と関係なく支払われるべき性質のものだといふ御趣旨であつたかと理解をいたしております。

それから第二点は、現在法律の六十二条で、国庫は毎年度予算の範囲内におきまして農林年金が毎年度給付に要します費用の一六〇の補助をすることができるといふに今回の提案ではなつておるわけでございますが、その六十二条にさらに一項を加へられまして、第二項として、政府は毎年度予算の範囲内におきまして財源調整上必要があるとき認めるときは前項の補助のほかは補助をすることができるといふ趣旨の規定を挿入をされたわけでございます。改正の御趣旨は、すでに先般修正点についての提案理由の御説明にもございまして、今後農林年金の組合員の給与が低いといふこと、それからそれと対応して掛け金がや高いといふこと、それらの点を十分考慮して、財源調整上必要があるときには一六〇という定額の補助のほかには必要ない費用を国が補助することが適当であるといふ御趣旨であつたかと了解をいたします。

○山本伊三郎君 問題は第三点が問題だと思つてますが、一六〇、一〇〇国庫負担をふやしておる。まあしかし、それでは不満であるから必要があるときに国が負担をする。必要であるといふ限界は非常にこれは問題になると思つてですね。抽象的に必要であるといふことが、それがどういふ働きをするのか、そこが私は理解ができません。政府といたしましてどういふぐあいにそれを取り扱ふか。

○政府委員(和田正明君) 御承知のように、六十二条で毎年度の給付に要する経費の百分の十六の補助をするといふ規定がやはり給付費の補助としては原則的な規定でございまして、給付費に対する補助がこの規定によりまして一六〇の範囲内で

は、たとえば整理資源に関する補助というふうなものも一六〇の範囲で補助をいたしておるわけでございますが、こゝういふ一般的な原則規定のほかには、財源の調整のために別途の補助を行ふ必要があるといふような特殊な事情を想定されて第二項の修正が入つたと思つてございします。そこで「財源調整のため必要があるときは」といふのはどういふことかといふふうに申しますと、いろいろな場合が考えられると思ひますが、たとえば、今後他の共済制度とのバランス等と見合ひながら給付の内容の改善を今後考えていくといふようなことも当然起こり得ることだと思ひますが、そのような場合に当然追加費用としての財源が必要でございしますが、その財源を組合員の負担として掛け金を上げていくといふ方法もございします。が、そゝういふことをしないために将来の給付改善に備へて積み立てをしておくといふようなことも財源調整上必要があるといふ場合の一つの例として考えられるのではないかと申します。そゝういふようないろいろな事情を勘案しながら、国の予算の範囲内で一般的な給付補助の原則規定のほかはこの二項を今後運用していくことにならうかと考えるわけでございます。

○山本伊三郎君 それが了解が実はできないのです。御存じのように、この年金制度、これはこの農林年金だけではございせん。厚生年金、船員年金あるいはまた国民年金、その他共済グループでは企業年金、国家公務員、地方公務員年金、農林年金あるいはまた私学等々ありますが、それらの年金の財源はいまに割り出してないのです。いま農政局長が言われたように、将来改善をするといふのは給付の改善だと思つてです。給付の改善をした場合には今後どういふ改善をされるか、一番いま現実の問題はスライド制だと思ひます。それ以外に、たとえば二十年の最短期限をこれを十五年にするとか、年金開始年限は農林は五十五歳、厚生は六十歳になつてゐるが、これを変更するといふことになるとその国庫負担といふものはばく大な費用になつてくるのです。そ

ういふものが包括的な、今後必要が生じた場合にそれを認めるというふうな意味がそこに盛られてあるならばこれは別の考えが出るでしよう。農林年金の場合さういふ給付の改善を、農林の給付の改善が行なわれたときにはいづゆる掛け金なんかは上げずに、いづゆる必要な経費として国が負担するといふ理解をしいいかどうか、こゝがひとつ要点だと思ひます。衆議院の審議に参加しておられます、これに参加してないが、聞いたときに、これは大きな問題だ、それをまず最初に明らかにしておかなければ今後混乱を起す、政府の理解は給付の改善と言われますが、給付の改善ならいろいろあります、そのすべてのものが含むといふ理解であればこれは別です。その点は明らかにしていただきたい。

○政府委員(和田正明君) 御承知のように、今回政府が提案をして御審議をいたしております農林年金及び私学の共済につきまして共通の改正事項としては、基本的なものと申します、原則的な補助率を毎年の給付に要します費用の一六〇ということによりまして、そのほか特殊な事情を考慮して財源調整上必要があるときはこれを補助することができるといふ旨の規定が修正されたわけでありまして、先ほど申し上げましたのは、一つの運用上の例としてこゝういふことがあるだろうといふことを申し上げたわけでございます。今後どのような改正をするかといふようなことになりまして、具体的にいま先生がおっしゃいましたように、給付の開始年限を引き下げるとか、あるいは最低の組合員期間を短くするとか、そゝういふこともございまして、そゝういふことが問題にされてくるといふことが、そゝういふ範囲も当然この規定の解釈上は入つてくるかと思ひますが、いづれにいたしまして、今回の衆議院での修正の御趣旨は、先ほどもちよつと申し述べましたように、また、先日この委員会の席上で修正の御提案者の代表から御説明がございましたように、農林年金の給与が一般的に水準として低いこと、それから他

の共済制度に比べてまして掛け金率がやや割高になつてゐる、それらの事情を考慮してこの第二項の規定を設けられたといふふうに了解をいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 これは将来私は必ず問題になつてくる、これは先ほど申しましたように各種年金に大きい影響を与える問題です。したがつて、これは修正された、修正三党の代表の意向と政府の意向は合致しているかどうかといふことが問題なんです。いま言われた農林年金が他の年金に対して不利な点はあつて指摘いたしますが、おそらく私は政府としては確固たる問題の把握がなくして、とにかくこれを国会、衆議院を通過さすといふものに一つの重点を置いて私はやられたと思ひました。したがつて、もしそゝういふ必要な財源は見るといふことになれば、あとから具体的に申しますけれども、なぜ厚生年金と同様にこの際二〇%に踏み切つて、そゝうして言われた農林年金のいづゆるこの不利な点を改めて出さなかつたかといふことなんです。したがつて、農林当局以外に、きよはは大蔵当局が来ていますから、これは大蔵省が将来問題にする問題だと思ひますから、大蔵当局のこれに対する見解、もう一ぺん言います、将来給付に要する財源が不足をした場合に、それは現行のやつは現行では不足することになつてゐるのです。財源に計算してゐるのではないのです。将来給付の改善をした場合に、不足をした場合に、いづゆる政府は必要な限度は言つておらない、だから幾ら要つても政府が負担するのだ、こゝういふ趣旨の修正を政府が承認したのだ、これをまず確認していただきたい。

○説明員(並井通郎君) この条文の意味でございしますが、議員修正でございまして、議院における考え方といふのは、私どもとしては仄聞いたしておる範囲でございまして、少なくともそれとは一致するかどうかはわかりませんが、政府としての考え方といふことでお客を申し上げたいと思ひます。財源調整のため必要があるときと申しますの

は、たとえ例にいたしますと、今回の一六%を法律上明定する前の国の考え方というものがその例に当たるのではないかと私も考えております。つまり農林年金なり、あるいは私学共済年金につきましても、他の共済制度と比べて原則的には給付の面においてひとしいとしても、具体的にかなり差がある、こういう問題がございます。その場合におきましてその具体的な給付の内容をどのようにするか、あるいはどの程度改善するかという点について必ずしも意見の一致を見なかったでございますが、将来においてそういう点について改正を加える必要がある、この点については意見が一致いたしまして、ただその場合に、農林年金等の掛け金の状況が、給与水準もかなり低く、しかも掛け金率において高いというような状況がございましたので、掛け金負担によってこれをまかなうというところは酷であるというような面も見られたわけでございます。そこで予算編成当時の考え方として、当分の間国が予算上一定率、当時一%と考えておいたわけでございまして、一%の補助を行なっていく。それによって財源状態も全般的に改善されるべきであらう。かたがた給付の状況その他も将来においてだんだんと農林年金の支給の格化あるいは給与ベースの変遷あるいは人員構成の変遷等によって固まってくるであらう。その段階において給付の改善が行なわれることが望ましい、こういう考え方、予算編成当時、予算補助として一%をつけるといふことをいたしたわけでございます。そこで、当時考えていた考え方、一%という予算補助をつけてはいけないうことで、一%にあらず一%分法定補助をふやしまして、その一%に見合う給付内容の改善を行なうわけでござい

ます。ただ将来の問題として、各種の年金の進展の状況は必ずしも同歩調ですべて進めるといふわけでもございせんし、また農林年金等についてはなお問題があるというふうにお考えになる向きもあるわけでございます。したがって、将来においてそのような各種の長期給付の

周のバランスの面から見て、農林年金等についてなお改善を要する、こういった場合におきまして、その当時においてなお財源率の関係、ひいては掛け金等が酷である、酷と申しますと極端でございますが、掛け金によってそういう給付改善をまかなうことが酷であるというふうに認められるような場合におきましては、国は当分の間予算上の援助を行なう、こういうことを考えておるわけでございまして、したがって、今後およそ農林年金の給付改善に必要な原資については、それが一般的に他の給付の中においてそれぞれ掛け金でまかなうものであらうとも、こちらは必ず国が援助する、そういう趣旨のものはわれわれは理解いたしておらないわけでございまして、あくまで前提として他の長期給付とのバランスというものを考えた上で、財源調整の必要があると認められる場合においてこの規定が発動するものであらうというふうに考えておるわけでございまして。

○山本伊三郎君 政府の説明した資料で、今度の改善で五年平均を三年平均にするとか、あるいは最低保障を六万円を三万円にするとかいうことについては、もうすでに掛け金率の計算によって問題は済んでおるわけですか。いま言われるように、掛け金の高いということは現実には高いのですよ。いまあなたのほうから白状されましたが、私は追及しようと思つたんですが、他の年金制度から見ると高くなつておるんです。それならば、何もこの法律をつくるときに大蔵省なり農林省がそういう事実を認めておるならば、いわゆるこの掛け金率を下げ、そうして国庫負担を二〇%にする説をとらなかつたのですか。そういうことをせず、将来をいうことがあつた場合、他の年金制度との均衡を見てやるといふのは、他のほうとは厚生年金がまた改正される。改正された場合に、どう改正されるかわかりませんが、スライド制にするとどうかわかりませんが、そのときには当然厚生年金が財源率の再計算するのです。それで料率上げますよ。その場合でも農林年金の場合は国庫負担でやるんだ、こういうことをされておるの

かどうか。先ほど平井主計官が言われた、院で修正された趣旨は別として、政府の考え方はこうですが、とは一体何ごとですか。法律が院で修正されようとする案がそのまま通らうとも、法律になつた場合には、政府の考え方は尊重されるのです。院の考え方はこうだが、わしの考え方は別だ、そんなかつてな法律解釈は許しませんよ、少なくとも法治国においては許せません。ほくは平井主計官の言われることは納得できない。そういう修正をされたときには、政府はこういう考え方であるということを納得した上で修正されるということでしょう。しかし、政府は納得しなくても院議でもって決定したならば、それに従うのがいまの法治国でしょう。法律ができたけれども、政府の解釈は別だ、こういうような考え方であれば、一体国会というのはどうなるのですか。私の言つた趣旨で言われたなら取り消してもらいたい。

○説明員(平井總郎君) 私の申し上げ方が悪いために非常に御迷惑をかけたんですが、私が申し上げた趣旨は、この修正案の作成にあたりまして、私その場におきませんでしたので、その際において明確に院の考え方というものをはっきり把握したというところは言い切れなかつたものでございまして、私もその後に農林省の方々なり皆さん方とお話し合ひを申し上げたときに、こういうふうな理解をしておるといふふうに承つておりまして、その場合において院の考え方と差があるかどうかというところは私が明確に確認しておりませんでしたので、そういうふうな申し上げたのでありまして、決して院の考え方に反した考え方を国としてとるといふことを申し上げたのではありません。おわび申し上げておきます。

在の法律で給付するというのは、今回の改正による、いわゆる財源率できちつとやれるようになっておるのです。国が将来いまだの制度のままで不足するといふようなことにならないようになつておるのです。ないですよ。その場合どうして必要な財源を国が持つとなれば、法改正による給付の改善があつた際に、必要なものが生じてくるという以外にないので、その場合に出すのかどうか、それをきつてここの約束すればこの問題は済むのです。これは言明できるかどうかという問題ですよ。

○政府委員(和田正明君) 補助率二〇%云々といふことを山本先生が先ほどから言われておるのでありますが、御承知のように、農林省といつたしましては、農林年金の組合員の給与水準が低いから、したがって、先生御承知のように、数理的な掛け金率、保険料率をはじきます場合に、分母が低うございまして、そのことに見合ひまして掛け金率がやや高まつてまいります。それから、さらにたびたびの制度改正に伴ひまする給付の改善で、過去における掛け金の支払いの不足分等もございまして、農林年金におきまして掛け金率の他の共済制度に比較して高いことは事実でございますので、本年度の予算編成にあたりまして、私も、私どもはそのところのバランスを、せめて国家公務員並みまで上げるといふ考え方、補助率二〇%という形で予算要求を提出をいたしましたわけでございまして、御承知のように、諸般の事情がございまして、私どもの期待をするような予算編成の数字にならなかつたわけでございまして、この規定の解釈といたしましては、先ほど一例として今後の制度改善、それに伴ひ給付内容の改善の場合にも、当然この規定が働くであらうといふことを一例として申し上げたのであります。そのほかにも法律の解釈上はいろいろな理解ができるわけでございまして、たとえば財源の再計算を一定の期間の間にはいたさなければなりません、その場合に、さらに所要の財源が再計算の結果出てくるというようないことがございすれば、それを掛け金負担

を上げて国の補助でカバーするいろいろな問題もありましたし、また給付の内容の改善をいたしませんでも、あるいはまた、いま申しましたような財源上の再計算の結果を見ませんでも、本年度の当初予算の要求で、私どもが考えましたような掛け金を下げて負担を軽減するということも、なことのために補助を要求するということもあるわけでございますが、私ども農林省の当局としては、できるだけ今後とも何らかの方法で掛け金が上がらないようなことを考えていく、さらに上から下へ掛け金を下げる、できれば掛け金を下げる方向で組合員負担の軽減をはかりたいということでは、私どもとしての基本的な考え方であるわけであり、ただ、もちろんそのことは国全体の財政の勘案をする必要がございますから、私どもだけの希望のとおりにはいかぬかというところはまた別個の問題だと思ひますが、私どもとしては、いま言いましたようないろいろな場合を想定しながら、できるだけ今後給付改善がありまして掛け金が上がらないように、また給付改善のない場合にもできるだけ掛け金負担が下がりやすいような方向での努力をいたしたい。それらのことを頭におきながら衆議院で御修正になりましたこの第二項の規定の運用をできるだけはかまっていきたいというふうに、農林省当局としては基本的に考えておるわけであり、

○山本伊三郎君 私は納得ができない。納得できないというよりも、私は善意に解釈すればこれは非常ないい修正だと思つてゐるのです。いま例をあげられましたが、八年度で、これは平井主計官が給与課長のときだと思ひますが、そのとき池田総理をこの場所と呼んで、そうしてとにかく保険料は高いから下げる方向にいきますというところを、もう速記録にはっきり答弁しておられる。ところが五年たつて再計算、これは地方公務員の場合は来年になるわけでありすけれども、せざるを得ないような状態になつてきてゐる。これは国家公務員の場合すでに一べん上がつてし

まったので、これを国庫負担一五%が二〇%に上がったために、それを相殺していわゆる保険料率は上げないような計算になつたのです。したがつて、ぼくも何回か経験があるから、ほかのと違つて年金制度というものは財源率ももうちゃんと計算が出てくるのです。それを何かほかの補助金のように、一応できたから出すんだというふうな形ではこれはできない仕組みになつてゐるのです。だから私は言ひます、はつきりと。将来厚生年金でも、他の共済年金の改正があつた場合でも、農林年金はそういう条項があるから料率は上げずにこれでやるんだという、その言葉を待たつたのですが、私はそう解釈しております。将来問題があつても許しませんよ、農林大臣、その点はいいですが、農林大臣はおそらくそう詳しくないと思ひますけれども、それをあなたそばで聞いているのだから、あなたは責任あるのですから、今度は逃がしませんから、私の言つたとおりでありますという答弁でけつこうですから。○國務大臣(坂田英一君) 私のほうとしましては、できるだけ多くの補助金を出して掛け金を上げられないようなこと、ないしは掛け金を下げる措置をとりたい、かように存じておるわけでございます。もちろん国の財政全体を勘案する必要があることは、これはいふまでもないわけ、さうな方向で努力いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 あなたは得な人で、あなたの答弁はほんとうに何を言つてゐるのかさっぱりわからないのですが、国の財源、それは何の場合であつても抑制は受けますが、私の言つた趣旨はおそらくなかなか理解できないと思ひます。私はそんな意地の悪いことを言ひませんが、しかし、私の言つたことは議事録に残つておると思ひますが、したがつて、大蔵省の主計官あるいは農政局長以下説明されたのは、私は将来の理解でこの年金を見守つていきたいと思ひます、これからまたしばらくの間、農林年金が他のほうと比べて、非常にあなたの方で言われておりますが、現実には不利な点というのは明らかになつてゐる。現在

農林団体あるいは漁業団体の職員の給与が低い、待遇が悪い。それで年金制度でもやはり優遇といひますが、そういう措置をとつてあげなくちゃならぬ問題です。農政の第一線で働いてゐる方々、そういう方々に對しまして、政府は厚生年金で二〇%も負担しているのにそれを一六、七%程度に押さへてしまふ、しかも掛け金が割が高になつておるといふことを認めながら、これを政府が措置をとらないといふことは、今日農業、漁業に對して政府がきつめてあつたかき考えを持つておるといふことを、総理並びに農林大臣はいつも本会議の点において冷淡な態度しかとつておらない。現実の問題としてその解釈をいたします。まあ時間がないので次に進みますが、これは私はひとつ科学的といふようなむずかしいことは申しませんが、抽象的では大臣からかぬと思ひます。悪い点は明らかにやはり数値で計算をしなければわからぬと思ひます。私はここで資料を求めておつたんですが、簡単な資料、これは私は簡単な資料でいいと言つたんですが、文句は言ひませ

退職年金財源率計算式

$$P = \sum_{t=20}^8 \frac{S_t^{(a)} + S_t^{(b)}}{2} \cdot \frac{1}{b_t C_t} + \sum_{t=20}^8 \frac{S_t^{(a)} + S_t^{(b)}}{2} \cdot \frac{1}{b_t C_t} = 42448.01$$

これは退職年金のこの資料の数字にある支給現価ですね。分母はいわゆる給与現価ですね。ちよつと見えませんか。減額年金制度を加えられましたね、それも含めたいわけの退職年金の財源率の計算ですね、これがあなたの方の表では四万二千四百四十八・〇一、こうなつてゐると思ひますが、こういう計算がやられてゐるのですか、どういふことですか。減額退職年金の財源率に入れてゐるかどうか。近くに來て見てくださいます、間違つてはいけませんから。

ん。私学年金の場合でも、この年金計算の基礎になる統計数字が全部出されておりますが、農林年金の場合はできないといふので待つてくださいます。ここは三十九年の資料があるのですから、だいたい變つておると思ひますが、それに基つて私は現実には悪い点を指摘したいと思ひます。したがつて、最初にいろいろ言つておると時間がございませぬので、年金制度の一番財源率の多い退職年金だけを一つ取り出して、あとの遺族年金とか傷害年金は、各位に資料がいつてゐると思ひますので省きます。この計算数字が現行法律改正の数字だけ出ておると思ひますが、退職年金の支出原価が四二四四八・〇一、これに要する財源率は三九・三〇、これは千分比で出ておりますが、この計算式は資料がありませんので、私はまずその計算式の確認をしておきます。主計官もおられますからよく御存じだと思ひますが、これは同じ国家公務員にやつた計算式ですが、これがとられてやつたかどうかといふことだけ言つてもらつたらけつこうだと思ひます。

○委員長(山崎亨君) 速記をとめて。

○委員長(山崎亨君) 速記を起して。

○委員長(山崎亨君) 速記を起して。

○政府委員(和田正明君) 退職年金の支出原価の計算の方式につきましては、国家公務員の共済で採用してゐるのと同じ方式を採用いたしておるわけでございますが、そこで、いま山本先生がお書きになりました数式では、減額退職年金の制度のものが加味をされておるわけでございます。別に一昨日お配りをいたしましたこの法案関係の資料に

わけでございますが、実は減額退職年金制度につきましては、今年十月から創設するにつきましては、どのような財源率を加味して考えるかということにつきましましては、いろいろの議論をいたしたのでございますが、たとえば有資格者の減額退職年金の制度によつて減額退職年金の支払いを希望し得る人の半分がもしそれを申し出るといたしますれば、一応千分の〇・七八という財源率が必要になるわけでございますが、すでにこの制度が古くから創設をされております私学共済等におきましては、実際にはこの制度がありながら、減額退職年金の支給を希望する者がおりません。あるいは国家公務員共済につきましても、有資格者のうち一割程度の者が給付を希望をいたしますとことというふうに、他と比較をいたしました場合に、組合の質なりその他いろいろの違いがございますから、必ずしも同じようには考えられないことでございますが、今年度の原価を農林年金について考えます場合は、在職退職年金制度につきましては半年分のことでもございしますので、その制度を創設いたしました上で今後の実際の在職退職年金法を希望する人の申し入れの真情等を勘案しながら、近い将来における財源率の再計算の場合に考慮するという前提で、在職退職年金の財源率は一応計算に入れないで、今回の改正法案の財源率を調整いたしておりますので、その点だけがその計算上の数式と違つておるわけでございます。

ただ問題は、減額年金制度をしかれました。しかしこれは五十五歳より一年早くもらうことに、四割の減額ですから、国家公務員、地方公務員の事情をも選択するのは実はやらない人が多いです。しかし、財源率の計算においては選択権があるのだから、二分の一はとにかく選択するだろうというところで、おのおの年金制度は二で割って二つを

やつてゐる。したがつて、私はそういうものが抜けてゐるということと言われましたが、これは正確にやればそういうものを考へてやつておかなければ、実は財源率は不足してくるのですね、何年か後後に。しかし、そういうものも合わせて考へてゐるのだ、将来こういうことがあつても微々たるものだから、一応この種の財源で計算しても、こういうものは財源には入れない、言いかえれば掛け金を上げる要素にしない、こういう趣旨ですね。

○政府委員(和田正明君) 理論的に計算をいたします場合には、山本委員御指摘のように、有資格者の半分はそれを選擇するという前提で計算をいたしたさなければなりませんし、またそのような試算をいたしました結果は、千分の〇・七八だけ掛け金率を上げる要素になるということも私も承知をいたしておるわけでありまして、これが微々たるものであるから、今回の改正法案に伴います財源率を試算をいたします場合に計上いたさなかつたということではなくて、先ほどもちよつと申しましたように、私学共済における選擇の事情がほ

とんどゼロに近い、あるいは国家公務員でも一応二分の一で財源率をはじきましたけれども、実際に選択をした人は有資格者の一割前後の数字である。

それからまた今回の改正法案を提案をいたしましたいきさつの過程は、先生御承知のように、あらかじめ予算がきまりましてからのことでもございまして、本年は十月一日から実施をするというような事情もあって、今回の財源率計算には入れなかったわけでございますが、一、二年の実際の実施経過で、希望者の実態を勘案しながら当然に再

し、また、先ほど来御指摘のございました衆議院の修正点でございます第二項の規定なども、その例のような場合にもし財源率が必要であり、それが掛け金率の上昇にはね上がるとするならば、その分の国庫助成ということについても私どもは適用されるものと理解をして努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君　努力というよりなことを言わん
といへください。やるということでは私はいいと思
う。努力をすると言へば、努力をしてもできない
かったという意味も含まれておる。政府の答弁は
何でもそうです。努力と言ひのはやめてくださ
い。それはまあ一応そういうことで理解をしま
す。

そこで、昭和三十三年の農生年金のいわゆる国会上程の趣旨としては、農林団体の職員については年金制度を改善するのだ、優遇をするのだという趣旨でやられたと私は理解をしている。ところが厚生年金が昨年の国会で修正されて、定額部分が六万円に引き上げられた。しかもそれが三十年までに加算されることになって非常に厚生年金は改善された。その現実から見ると、二十年の最短年限で当時やめた人については、厚生年金のほうに給付が上になっております。そういう結果がある

なたのはうでわかつておるかどうか。わからなければまた黒板に書きますが、あまり黒板に書くのは私好まぬのです。二十年で大体二万円の給与として、厚生年金と農林年金の場合は算定する基準報酬が変わってきます。厚生年金のはうは平均標準報酬ですから入っている、二十年間の平均をとります。農林年金のはうは、今度は三年平均に変わります。

えられていたから、その場合は約七〇%とすればこの計算が出ると思う。計算機で計算すれば大体その程度です。そうするとそれを計算すると、あととで書いてもいいんですが、あなた書かれてもいいんですが、現在の計算でいくと厚生年金のほうに有利になるんですよ。ここに書いてみますけれども。これは厚生年金のほうはどういう計算になん

るかといふと、二十年の、最短二十年つとめぬと年金もらえぬですからね、厚生年金の場合。その場合の農林年金の標準給与を二万円とすると、その七〇％にしか相当してないので、厚生年金の場合は一萬四千元。二十年の場合、最短年限二十年としていますが、定額部分が六万円です。それから報酬比例部分が一万四千二百円。農林年金が三年平均が二万円として七〇％として一万四千二百円、これをこで勘案して千分の十に上つていくでしよ、二百四十カ月掛けて。そうするとこれが三万四千八十円です。それから家内が一人あるといふことですね。配偶者一人といふこと。これは大体原則としてあるから、その加給金が四千八百円、これを足すと九万八千八百八十円ですか。それから農林年金、これも式を書きます。こ

れは簡単ですが、二万円掛ける千分の四十掛ける十二ですね。こういう計算になるんですがね。農林年金の場合は、算定基準の給与をやめたときから三年平均として二万円、そのかわりに、厚生年金はそれを落としておりますから同じ比較になると、そうすると厚生年金の場合は九万八千八百八十円、農林年金は九万六千円、二千八百八十円ほど低くなるです、ぼくの計算ですね。あなたのほうではどうなりますか、そこで計算すればわかる。

○政府委員(和田正明君) 私どもの試算は、実はいま先生がそこへお書きになりましたような形で、たとえば厚生年金のほうは初任給から最終給与までの平均でございます。農林年金はやめます年の直前三年間の平均でございますから、もしたとえば同じ二万円ということを考えますとすれば、厚生年金において初任給からやめるまでの平均が二万円であるということは、やめる段階では非常に高い給与になっておらなければ二万円という平均ができませんし、またそれに見合ひまして当然実質に負担をいたしました掛け金が多くなるわけでございます。それからもう一つは、給付の開始年月日が先生も御承知のように昭和六十年であるというようなこともありますので、むしろ私

どもとして一応初任給が同じ出発点である場合に、昇給の、給与の指数等で昇給の数字を頭におきまして、それでの絶対額の比較をする試算はいろいろとした上でみなければいけません。いまお示しのような形で同じ二万円ということではちょっと比較が適当ではないのではないかと、感じも実はいままでしておりましたので、そういう試算をやっておらないのでございます。

○山本伊三郎君 あなた、わからぬからもう少し詳しく教えてやらないかい。同じ俸給指数を厚生年金の方式で平均標準報酬を出すのと、それからやめたときから三年平均で出すのと、二十年の限界では約七〇％に相当する。これは俸給指数をずっと計算してみなさい。三十年になると六五％と減ってくる。大体これは私は計算機に出さない、商売人に頼んで計算してもらったのですが、七・一・六五三ぐらいに出てくるので、そして勘定やこしいから、まだ七〇％、有利にしたのです。厚生年金のほうがまだいいように計算をして、こういふものが出てきた。同じ二万円にしないのです。そういうものを勘案をして出した。開始年限の五十五歳、六十歳、これはあとで言います。これは同じ二十年でやめた場合にはこれだけの比較しか出てこない計算になるのです。これはどうですか、農政局長。

○政府委員(和田正明君) いま先生がそこへお書きになりました計算方式は異論があると、そういうことを申し上げておるわけではございませんで、私のほうとしてはそういう計算は実は試算をいたしておらない。その理由としては、先ほど申し上げましたように、むしろ両方比較いたします場合に、初任給が同じで出発した人が最終でどういふ給与の給付内容の比較になるかという試算をいたした、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○山本伊三郎君 それを言うて下さい。あなたの試算したやつを言うて下さい。例示して僕と同じ条件にせぬと合わぬですよ。

○政府委員(和田正明君) 初任給が二万円という

人を想定をいたしまして、その場合に……
○渡辺勲吉君 最初の三年を過ぎた平均が二万円と見た場合を前提として言うておるのですから、その場合に、二十年間の通算が七・一・六五三％に当たると、そういう指数で、これは七割にかけた出たのだが、そういう場合を想定して農林省はどう計算したかと質問しているのです。

○山本伊三郎君 こういうことなんです。計算の基礎、基準といふものは三年平均と全期間の平均と変わることばかりおるのです。それは三年平均にした俸給試算ですね、先ほど立てました三の三ですね、これと厚生年金の七〇％とを比較すると、厚生年金のほうが七〇％に相当することの指数になるというのです。したがって、計算の基礎は農林年金の基礎を二万円にし、厚生年金のほうは一万四千二百円にすれば、同じ基礎に立った計算ができる。そうして出したやつが二千八百幾らというのが農林年金のほうが高いのです。同じ条件でそうなるおるのですが、その点についても異議があるかどうかということなんです。

○政府委員(和田正明君) 先ほどから申し上げておりますように、先生がそこにお書きになりました数字に私も別に異議はございません。

○山本伊三郎君 そういうことですね。厚生年金よりも有利だから農林年金をつくってやつたというところが非常にいわれておる。それがために厚生年金は国庫負担が二〇％になつても、非常に有利な年金制度であるから一五％でいいじゃないかと、いうことで据え置かれて、ようやく一％上げるといふことですね。そういうことは計算上成り立たぬのじゃないか。ただし私が言いますように、皆さん方専門家がいろいろ言うが、開始年限が五年早まることによつて保険料率が上がります。それを皆さん計算しておるかどうかわかりませんが、厚生年金を六十才を五十五才にした場合にどれだけ上がるかという、厚生年金は第一種の場合農林年金と同じレベルにして比較すると、厚生年金は千分の五十五です。農林年金は千分の九十六です。しかし、五年開始年限を早めるという改善措

置を厚生年金でかりにとつたとしてもそれは八十六、三三％程度上がることは事実です。その財源率は計算してあります。それにしても八十六と九十六で、まだ一〇％農林年金のほうが掛け金が高い。なおこれは国会の審議の中で厚生年金改正のときには、段階的保険料方式ということで五年ごとに計算しまして、定額部分をあまり多く上げたので、保険料については不足で、五年のうちにまた上げる措置をとりたいという説明があつたけれども、法律には入つておらない。政府の希望として厚生年金の改正案の時期も言われたけれども、ところが、五年後にやるといふことは、農林年金でも国家公務員の年金でも五年ごとに再計算するので、それから、それも同じ条件で、だから厚生年金の六十才を五十五才にして、しかも年金の内容を上げて農林年金と比較しても、なおかつ厚生年金のほうがいいという結果が出るのです。それなのに政府がなぜ農林年金だけ厚生年金と差別して一六％に国庫負担を抑え、しかも高い掛け金率をとつておるかという点について私は疑義があるというのが私の争点です。時間がなければ十分説明ができないから皆さん方わかつておるかどうかわかりませんが、それでも少なくともそのくらいのことには……農林大臣、あなた何を讀んでいるかわかりませんが、これは常識上の問題ですからわかると思ひます。ただ言つておきますが、将来三十年で計算したときには、その係数はかわつてきます。農林年金のほうが一五％か三〇％ほど有利になります。しかし、三十年という場合は現在そういう該当者はおらない。厚生年金でも、あの法が施行されたのは労働者年金保険だと思ひますが、昭和十七年から実施されたのですから、三十七年で、まあ該当した人はおられますけれども、まだ二十二、三年ですから、したがって、三十年になつた場合には、いまそんな該当者はいない。そういう人については有利になるかわからぬが、将来を展望してしまつて掛け金を高くすると、いふ必要はない。しかも農林漁業団体の職員の給与は低い、そういう方々に対して私は酷だといふので

す。一般労働者に対する年金制度の内容と比較して農林の関係の職員には優遇するのだという趣旨でやられたのが、そうじゃないのだ、からくりはこういうことだといふことを私はここではつきり言つてみたい。大蔵当局もおられると思ひますけれども、なぜ農林省が二〇％の国庫負担を予算編成に要求したけれども、農林年金のほうに有利だといつてこれを一六％に抑えなければならぬといふ、その理由はどこにあるかといふことをここで強調したいのですが、大蔵当局はどうですか。

○説明員(平井通郎君) いろいろ説明によりまして、確かに先生のおっしゃるような係数のあることも私も承知をいたしております。ただ、農林省の考え方なり何なりからしまして、現実の問題としてどうなるかという問題、保険数理の面から見れば、先生のおっしゃるのとおりでございますが、ベアスアップ等の要素を考え、その他を考えました場合に、実際に農林年金のほうに不利になるかどうか。この辺のところは若干議論のあるところじゃないかと思つております。したがって、私も個々のポイントをとつて見れば、確かにすべての面において農林年金が厚生年金にまさつておるといふふうにも私も考えておるわけですね。ただ、全体として見た場合にはやはり制度的に有利なものであるといふことは言わざるを得ないわけでございます。この意味におきまして、国庫負担をどの程度にするか、それらの点については、なお、先生のおっしゃる通りに、直ちに二〇％にすべきであるという結論には到達いたさなかつたわけでございます。なお今後の問題として、確かに御議論のような点もあることを存じておりますし、いろいろ給付の改善あるいは他の年金とのバランス、今後における改正の問題等に関連して、今後ともさらに検討していくことにならうかと考えております。

○山本伊三郎君 そんなことを言うとおこりますよ。農林年金のほうに厚生年金よりまさつておるといふことはどういふことですか。具体的に示してください。私が先ほど、三十年たてばこうなる

ということをおっしゃるし、開始年限もこうして一致したらどうかと言っておるのです。それはいろいろと、退職一時金は六カ月から支給されることになっておられます、農林年金は、国家公務員の場合、地方公務員の場合は、この場合は一年までは六カ月、六カ月半……。そのかわり遺族年金については、厚生年金の場合は六カ月たてば遺族年金の資格は出る。こちらのほうは十年か、十五年になっておるのです。いい悪いのことはあるのです。アンバランスはあるけれども、総体としては農林年金のほうが悪いときめつけておるのです。現時点においてです。いい点を並べればいい点もある。厚生年金のいい点もある、農林年金のいい点も若干あるが、総合したら、九六%の高い掛け金率、保険料を取りながら、それを勘案するといふところがないといふのです。あるなら具体的に言ってください。

○説明員(平井建郎君) 総合してという話でございますが、どういふふうに全体として優劣を考えるかは、いろいろになるかと思ひます。私もどしどしは、現在の段階では、確かに先生のおっしゃるような不利の点もありません、五十五歳支給とか、そういう点を含めまして、いまの制度としてこれを受ける個々の人の立場から見れば、必ずしも不利ではないといふふうに考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 あなたはそれはごまかそうと思つても、それは知らぬからごまかすよりしやうがないのだが、これは国家公務員、地方公務員の場合は事業主の負担も国庫負担も一緒だから、しかも積み立て資金の中で資金が、国家から金が出るのです。農林年金の場合は厚生年金と条件がほとんど一緒です。要するに国庫負担を給付時に負担するだけなんです。いま負担をしていない。積み立て金は全部掛け金によつて、三百二十何億たつておるのです。国家公務員、地方公務員の場合は給付が出るという予定のもとに政府が負担しておるのです。私はいふ地方公務員、国家公務員、これは申しません。若干恩給から転

嫁した事情があるから、別に取り扱つてゐることはわかるけれども、厚生年金と比較して総合的にいふといふところは出ない。しかもですよ。国庫負担一五%以外に整理資金を全部組合員が負担をして、整理資金の掛け金をかけておるのです。厚生年金はその点同様なんだが、整理資金として政府は出さないですよ。国家公務員の場合は、恩給のときは整理資金として国が出すことになつてゐるのです。農林年金の場合においては一銭も出さない。全部組合員なり事業主が負担するやうに計算されておる。この計算が間違ひならいい。国は何も負担しないですよ。それなのにいいといふことは言えますか。国の負担を多くして初めて有利だといふことが言える。全部組合員なり事業主が負担をしておつて、自分らの金でやつておるものを、総合していいから一五%負担でいいのだといふことはどういふ言へない。

○説明員(平井建郎君) 先ほど申し上げましたように、全体として見た場合に、給付を受ける各人の立場から見れば、私もどしどしは制度的に劣つてゐるものではないといふことを申し上げてゐるわけでございます。ただそれに対する総体的財源として、これをどのように出すかといふことは、確かに先生おっしゃるやうに、国家公務員等の場合におきましては完全積み立て方式をとる、しかもそれに見合ふ事業主の負担なり、あるいは国庫負担をそれぞれの給付時においてでなしに、積み立て時において積み立てておるといふ点において差があることも存じております。したがひまして、そういうた共済組合制度としての中のバランスというやうな点を考へまして、今回のこのう計した給付の改善のための経費といふものを一%計上したわけでございます。全体的にすべの点において同じだといふことは私も申し上げてゐるわけではございません。

○山本伊三郎君 総合的にも個別的にも、これは私が判断すれば、厚生年金に比較して私はいふところはない。ただ給付率の高い安いは目前で金を出してやつておるのだから、政府が何も金を出してゐるのではないですよ。事業団体とそれから本人が金を出してそれだけもらつてゐるのだから、厚生年金も、事業主が調整年金で積みましたけれども、この農林年金はどの金を負担するのだといふことで同調して、総評も賛成をして、農林年金を上げて、国家公務員と同じやうなやつに上げてほしいと言つても、事業主が反対してこれは上げられない。農林年金のほうは、すでに事業主が負担してしまつてゐる。それでよくやつてゐるのだから、政府は何も見ているところはないですよ。それを政府がお金がましくも内容がいいから、負担は一六%にしてもいいという理由はどこにあるか、よくやつておるならいいですよ。全部目前でやつておる。自分が出して多くもらつておるのだから、政府が何もやつてゐるわけではないのだから、そういう内容がいいから国庫負担は一六%でいいのです、こゝろいふ言ひ方は、これは常識としても三歳の子供でも理解できると思ふのです。その点私は理解できぬ。きよりはこの点についての認識をしてもらはないと困る。

○政府委員(和田正明君) 先ほど来山本委員の御指摘のやうに、厚生年金と比較をいたしました場合に、同じ給付を、標準給付を元にいたしましたも、そこにお書きになりましたやうに、また給付開始の日が五年間早いおそのの差を割り引いて計算いたしましたも、掛け金率が約一〇%高いといふやうな不利な点があるではないかといふことは、山本委員御指摘のとおりだと私も思ひます。で、先ほど申しましたやうに、有利であるから二〇%の補助を出さなかつたといふふうには私も農林省当局としては理解をいたしてゐるわけではございませんで、先ほど申しましたやうに、二〇%の補助というところで私どもとしては掛け金は引き下げの方向で努力をしております。度として独立をいたしましたこの農林年金を、他の国家の各種の公的年金制度と比較をいたします場合に、国家公務員の共済なり、あるいは私学の共済なり、その他いわゆる共済グループのいろいろ

るな制度と比較し、その間のバランスをとるといふことも政府としてはやむを得ない事情等もございまして、そういうやうなこともあり、さらにまた、大臣も先ほど申されましたやうな財政全体の事情もあり、そういうやうな主としてバランス論等で一六%という補助率に一応本年はなつておるわけでございます。有利であるから補助率が上がらなかつたといふやうな理解を私はしておらない。私もとしては、先ほど大臣もお答えになりましたやうに、今後とも他の公的年金制度とのバランスといふことはやはり政府としては考へなければいけませんし、また全体の国の財政事情等についても十分配慮をいたすことは当然だと思ひますが、できる限り御指摘のやうな点の不利な掛け金率は引き下げるやうな方向に将来はもつていかねばきものだといふふうに私も考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 いいから、何と言ひますか、国庫負担は少なかつたといふことではない、これは別の意味だと言ひますが、農林当局は、大蔵当局が言ふのなら同じ政府の部内だから、財源がないから何とか押さへようといふのでありましようが、少なくとも農政を担当する農林当局はさういふ内容においても総合的に見てもらつておらない。しかも掛け金は非常に高いといふものを認めながら厚生年金よりも国家負担は低かつてもいいといふことを承認されるという農林当局の考へ方は私はちよつとどうかと思ひます。当然こゝろいふものは主張してやつたのぢやないかと思ひます。大蔵当局は、これはいふぶん私は論議してゐるがわからぬ。農林統計は私がいま説明しましたやうな理由でやられたり、大蔵省もこれは否定できないですよ、何で農林の諸君に……、それじゃ厚生年金に突えたらどうですか。掛け金率はすつと下がりましよう。それでもらうものはあつたり変わらない。そういうことを農林職員団体が知つたときどうなるか。あなたはいいいいといふけれども、この財源は出ておられますけれども、せめては整理資金に対して国庫負担を考へなければならぬけれども、

新しい計算では整理資金は千分の四・二と出ています。これは全部被保険者いわゆる組合員と事業団体、農業協同組合なり何なりが全部負担しているのです。国家公務員の場合は整理資金は何千億になるかしらぬけれども、これは政府が負担しますという事で、毎年予算に、これは六十億か何か載っているのです。農林関係はそういうものは一つもやらない。そして全部本人に負担されている。したがって、いい悪いは、本人が金を出してやっています。国庫負担とは全然別です。それを厚生年金二〇％、農林年金一六％でいいというのを農林当局が受けるならば、私はいまの農林当局を信用しません。幾ら施政演説でいいことを言われても、それは補助金を幾らにするという抽象的な問題ではない。数字ではつきり出てくるものをつきつけて総理大臣なり大蔵大臣に交渉すれば、おそらく私は総理大臣でも否定しないと思う。私はこの前田田総理とやつたけれども、佐藤総理は出てこない。もう一ぺんやつてもいいと思うのです。それほど農林団体の職員を差別していいのかどうか。むしろ元の厚生年金に返さない。もつと掛け金は下がります。内容は変わらない。これはこの前の厚生年金の改正がされたときに当然論議さるべきです。それを今日これを改正する、非常にいいものになったと説明されている。お前の整理資金については五年平均のやつを三年にして非常によくなったのだと説明されている。そんなものうそ八百だ、数字から見れば、うそ八百だということは非常に低い。われわれから言ったらごまかしだ。よくなっているのは、悪いから若干前進したけれども、もともつと悪いのです。それをなぜそこまで引き下げるか。給与も低く、掛け金を多く出している、こういう事実から見ても私は承服できない。農林大臣どうですか。

○国務大臣(坂田英一君) 御指摘のとおり掛け金率が高いことは事実でございます。農林省といたしましては、本年もその引き下げには努力はいたしました。いろいろのことで、事情もあつて十

分な満足を得られなかったでございます。今後ともこの問題は努力をいたしたいと、かように存じております。

○山本伊三郎君 今後ということについては、これは問題に別です。現在の制度の改正された問題を時点に取り上げているのですから、今度と言つたつて次の国会というわけじゃないでしよう。私の言つたことを次の国会に提出しますか、これが確認できればいいです。これは相当な問題を含んでいる。私は前から各種共済年金についていろいろ考えた場合に、農林団体、私学、私学の場合ちよつと若干別な意味がありますが、農林は一番しいたげられるということとは悪いけれども、冷遇されている、少なくとも年金制度においては。そういう実態を農林当局は知りながらこの改正案出して、いかにも優遇して国庫補助率を一％上げたんだからと恩に着せたような説明をして国会を通そうという、その腹に問題がある。率直にそういうものを認めて、先ほど言われたように、保険料率も高い、掛け金率も高い、これをこう下げたい、こういう実情を明らかにして言われたかどうか。それは言うてないでしよう。よくなるんだという、でないと改正案にはならぬでしよう。こういう事実を農林当局が知りながら、こういう改正案を出して、しかもこれは衆議院の事情でありますけれども、こういうぐあい修正したから農地管理事業団を通すべきである、ここにくりつけて言う必要は私はないと思うけれども、そういうことは私は承服できない。一体この措置についてどう思いますか。

それから、あまり追い詰めても気の毒に思うのですが、農林大臣の顔見ていると。ほくは言うだけには言つてしまふわぬとしかたがないと思ひますが、これは時間があれば計算式出してやればいいが、現在一体農林の三百二十億ですか、積み立て金があるらしいんですが、その運用は八分二厘にしておるようでありますけれども、この計算の基礎は予定利率五分五厘でやっていると。いまそれを六分にすれば財源率は一〇％下がる。いま

かりに七分とすれば一分五厘高いのですから、三〇％財源率は下の計算になるでしよう。これは厚生年金も全部一緒だ。私は佐藤さんが大蔵大臣のときに相当内閣委員会を追及したのですが、そのときは日本の金利は高い。したがって、ここでは国際金利にさや寄せて低くするとして五分五厘になる。そのときに計算し直したらどうですか。現在七分、八分に運用しているが、この予定利率だけ計算方式を変えれば農林の九十六が五十九、あるいは六十幾つかでおさまる。そうすると、それだけでも下がってくる。年金のからくりはそこにあるのです。しかも出た三百何十億といふのはどういふふう利用されているか知りませんけれども、そういう安い値段で出して、その計算に基づく給付を出して、それでその年金制度はいいのでございまして、それは私は言えないと思ひます。農林大臣はそこまで知つておらなかったと思ひます。そういうからくりなんですね、この年金制度というのは。余裕をうんと見ておる。そういうものを私は了解は絶対にできない。特に今度の場合国庫補助を二〇％に上げて出してくるならわかるけれども、とにかくいいという事で言つておることはわからぬ。そういう点についての見解について、農林大臣も含めて農政局長どう思ひますか。私の言うことに間違いがあるかどうか指摘してください。

○政府委員(和田正明君) どうも私も非常に鬼の首でも取つたやうな修正案を出して恩に着せておるのではないかと御趣旨のおしかりをいただいたのでありますが、私も先ほど来先生御指摘のもの以外に、やはりこの制度についていろいろと社会保障制度全体との関連の中にも、なお多く検討し、今後改善すべき点があることは十分承知しておりますので、衆議院での審議の過程におきましても、やはりそういう私自身も持つております問題意識については率直にお答えをして、今後できるだけ改善をしていきたいというふうにお答えを申し上げ、私自身も今後真剣に取り組んでいきたいというふうに思つておるわ

けでございます。具体的に一つの問題点として、予定利率五分五厘云々というお話がございました。これは先生がただいまおあげになりましたように、予定利率を一％上げますと、数理的保険料率は二〇％程度下がることは事実でございます。それとともに、また他面この農林年金の場合のうちに、相当大きな数値の整理資金率をかかえております場合に、その整理資金率のほうは逆はレイトが上がりまして関係でも少しふくらまして考えなければならぬ面がございまして、これは専門家にもいろいろと検討させましたけれども、必ずしも十分明快な数値はまだ出てまいらないわけでございます。ただ、この農林年金の場合は、私学等と違ひまして、予定利率と実際の運用の利回り差というものが実際上は事務費等に振り当てられて、事務費、掛け金等を徴収しておらないような現実もあります。五分五厘というのが先生も御指摘のように、一応国債の公称利率というところで長期的な視野で計算をしておりますが、理論的には先生おっしゃる通りに、そのつど財源率を計算し直すべきではないかということももちろんあるかと思ひます。そういう点を含めまして、冒頭申し上げておりますように、こういう社会保障制度は、やはり時代の進展に対応しつつ、給付の内容がよくなり、組合員の実際の負担が減ることが本来の理想でございますから、いろいろ御指摘になりました問題点につきまして、私自身の持つております問題意識も含めて、今後前向きに検討してまいりたいというふうに思つております。

○山本伊三郎君 まだ言いたいことはたくさんあるのです。今後そういうことを踏まえてやるといふけれども、私はとらえておる時点が、厚生年金が改正になったというのは社会保障制度の前進という事で、相当思い切つてやつたということを出された、その点を私言いました。既裁定者の定額を六万円に引き上げた、私見ると、現在も全部被保険者なり事業主へ転嫁して、政府の財源で既裁定者の額を上げたのではない。農林年金も

そのとおりだ。国家公務員、地方公務員、あの場合は恩給制度という特権的なものから考へ方から、整理資源というものは無制限——無制限というところから、出すということになっておる。

したがって、社会保障制度の一番普通の厚生年金を基準にしていま論議したのである。それがそうなるおるのに、なぜ農林年金だけそうしないのか。上がってくるのが当然です。これは各年金制度そうなるおるのです。そういうものをとらえておるのじゃないのです。厚生年金は昨年の国会でもめまされたけれども、いろいろ掛け金を下げよう、給付内容を上げようということでは、一年待つてこしも改正案には出てこないといふ、この事実は大蔵省の責任かどうか知らぬが、農林当局の責任は重大だと思ふ。そういう点については、今後やります、今後やりますと言ふ。それはどの答弁もそうなるおる。しかし、そう言うが、ほんとうに農林当局は今後——今後というの、来年の国会にも私の言ひ方なり趣旨を入れたようなものを出してきますか。それが約束できればそれでいいですよ。

○国務大臣(坂田英一君) もちろん、この点については私も前向きに極力進めたいといふ存じております。

ただ、来年必ずということについては、なお十分前向きでよい点については努力はいたしたいということをごさいますして、その点御了承願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 もう疑点は明らかになつたといふことは認めるでしよう。認めませんか。厚生年金との比較において掛け金率が高いといふことはわかつたでしよう。そういう事実が明らかになつてきた。私、抽象的に一つも言つていない。それで黒板まで持ち出して、もっと詳しいことを書きたいのですが、省略しておるのです。まだまだあるんですよ。

一つの例を言へば、国家公務員、他の厚生年金なんかを比較して、古い計算の資料ですが、脱退

残存率をみましても、年金のつく二十年おるといふ人は微々たるものです。最初の計算でいくと、一・五%くらいしかおらない。百人おれば、十一人しか年金がつかないのです。しかも、この規定による退職一時金を、十九年までにやめた人は自分のかけた掛け金に複利で利子を計算した、そのものを返してもらうというにすぎない。貯金したものを返してもらうだけです。二十年たつて初めて事業主から出す分と政府の補助金が出てきて、そうして年金になって、これが一つの年金、社会保障制度としての価値が発現されて出てくる。それが農林大臣、一・五%で、今度の計算で一四%くらいに上がつていくといふことを言つておられたが、一四%に上がったとしても、百人のうち十四人しか年金をもらえないです。国家公務員の場合には、百人について約四十一人、厚生年金の場合には、約四十一人から、転職しても被保険者の資格を取れるから相当高いが、それでも五〇%になつておらない。いふところですよ。

しかも農林年金の場合には、百人について十一人くらいです。そういう内容のものが、どれからいっても私は承知できない。しかも、女子の数が非常に多いというわけなんです。おそろく女子職員において年金のつくまで、二十年間在職しておるとつ知らしてもらいたい。女子のほうはほとんど該当はしておらないと思ひます。現状においてはどうか。数字があれば説明してください。

○政府委員(和田正明君) ある程度、二十年以上勤続しておる女子職員もござりますが、いま手もとに数字を持ち合わせておりませんので、後刻お答えをします。

○山本伊三郎君 まあ、これは私のほうに政府の委員の方が来られて、説明を聞いたのですが、この点は早く資料を出していただきたい。

女子の場合は、厚生年金の場合には比較的調査もしております。厚生年金の場合は御存じのように、女子の場合は三十五歳以上に入れば、十五年で年金

をつけるといふ一つの特例を開いたのです。共済グループではそういう優遇措置はないのです。そういういろいろなものを勘案すると、一体い

いところはどこにあるのですか。しかも、女子も含めて残る人は一・五%——まあ、一四%くらいになつていくといふことですが、資料がないからよくわかりませんが、百人につき十一人くらいが年金をもらえないといふ、この数字を見ると、一五%の国庫負担、給付に対する一五%を負担している、一六%を負担しているといふけれども、これは問題にならぬと思ふ。しかも、先ほど申しましたように、この厚生年金、農林年金、私学年金の場合には、給付時の負担なんです。給付が出てくるまで国はひとつも出さない。そういうことでわれわれ考えますと、もうこの農林漁業団体職員共済組合のいわゆる年金制度といふものは、どういふ

こういふことをずっと考へてみると、私が言つてゐるのは、あなたのほうから出した数字を基礎にしているのです。私は、こんなものは調査できない。あなたのほうの数字を基礎にして言つてゐるのがそれなんです。それに対して反論があれば反論してください。議員だから遠慮して、この程度におさめておくといふのは、私はきらいです。間違ひがあれば、山本間違ひだ、こういう点を明らかにしてもらいたい。そうせぬと、聞いておられる議員の方々も判断ができません。遠慮される必要はないですから、堂々とやつてください。

○政府委員(和田正明君) 別に国会だから御遠慮申し上げてゐるわけではございませんで、掛け金が高いといふことは、御指摘のとおり事実であります。

○山本伊三郎君 これは議事録をあとでよく読んでもらいたい。大臣は忙しいから、この年金といふようなものについては、まあどうかと思ひますが、私は、国会でも抽象的な論議はしたくないのです。事実に基づいてこれは論議しなければならぬといふので、資料を多く求めます。したがつて、私は抽象的でないのです。明らかになつてい

ると思ふのです。あとで調べたらわかると思ふ。したがつて、農林年度が非常に何か優遇された措置であるといふ考へ方をなしたれておりますけれども、ほかのものと比較したしまして、これはほんとうにありがたがどういふところにあるか。女子の方々は調査をされてないといふけれども、地方公務員の場合でも二〇%、そのくらいが女子職員です。まあ二五%くらいになつてゐるかわかりませんが、その中で年金の二十年に相当するまでいくといふのはわずかに二%か三%くらいしかない。いまの数字は知りません。これは、かつて日本の家族制度といふのが、家庭生活実態がそうありますが、なかなか女子は二十年といふのはつとめにくいという現状があります。

まあ独身の看護婦さんとか、特殊な職業に従事している人はあるかもしれないですが、しかも、その女子職員には、厚生年金ではいふゆる掛け金率を低くしている。そういうことも考へて低くしている。農林年金では、これは他の共済もそうでありまして、女子も一緒に、掛け金も同じです。そういうことですから、もう少しそういう点は十分勘案をして、農林年金を改正してもらわぬと困る。私は事実を言つてゐるのですから、女子の場合はほとんどありがたみはないですよ。しかも、かけた掛け金は、それはいふゆる凍結をして——まだ暫定措置があるから、一時金は全部もらえませんが、通算退職年金法ができたので、大部分は凍結されてしまふ。六十歳までそれがもらえないのです。その金の運用は一体だれがしているか。厚生年金の場合は——農林年金は私はまだ尋ねておりませんが、厚生年金は、大部分は政府の財政投融資です。そういうことで養ひ上げた金を全部、これは財政投融資、還元融資は二五%しか厚生年金はやつておらない。農林年金の場合は、もっと還元融資はやつてゐますけれども、そういう酷な扱いをしてゐる。ひとりの金を掛け金で集めておいて、政府が勝手に使つて、しかも一五%、二〇%補助金を出してゐるといふけれども、普通の銀行が扱う場合には、一

負債のうち農林中金関係が一番多いということ
でございますので、訂正をいたします。

それから、先ほど申し上げましたように、現
状の福祉貸し付け、あるいは療養所その他の施設
の給付経理から他経理への貸し付けの数字が十億
程度ではないかというところは御指摘の
とおりでございます。先ほど申し上げましたよう
に、この改正法案の中にも、今後福祉貸し付け等
が円滑に進みますような改正規定を置きました次
第でございます。それぞ年次を追いまして現
在でも、対象の、福祉事業への貸し付けの金額は
増加をいたしております。今後ともその点につ
いては、団体側も私も積極的な姿勢で取り
組みたいと思っております。ただ金利をあさる
ということではなくて、農林中金等の資金源を
供給するために金融債をたくさん取得をしておる
のではないかと。そういうお話もございました。た
けども、なるほど一面では農林中央金庫等の資金
繰りに何かの貢献をいたしておることは事実
でございます。一つには事務費部分の付加掛け金
を取っております。それから先ほど来先
生がいろいろと数字をあげて御指摘がございま
したように、この年金では整理資源の部分が相当実
際には掛け不足と申しますか、そういう部分もご
ざいますので、この予定利率と実際の運用利率と
の利幅が事務費部分にも回り、またそれを積み立
てに回しまして、そういうことで全体の経理をま
かたつておるといのが実は現状でございます。ま
が、いずれにいたしましても、繰り返し申し上げ
ますように、福祉貸し付けにつきましては、今後
なお特段の努力が必要であることは御指摘のと
おりでございます。この制度を、改正法案の成立後
手続等が十分万全のシステムが整いました上では、
一その努力をして指導いたしたいと思いま
す。

○山本伊三郎君 冒頭に申しましたように、つ
いていけば幾らでもあると思います。しかし、大
体大まかところは指摘したと思う。で、こ
れは大臣、よく聞いておいてください、あなたは

閣僚の一人ですから。総理大臣おらぬから、あな
た聞いておいてください。いまの資本主義、自
由主義と申しますか、その制度のもとにおけるこ
の制度というものは、社会保障だと言っているけ
れども、ほんとうに社会保障システムの上に立つ
ての社会保障制度ではないのです。わずか一五
分の負担をして、しかもそれは給付時にお
ける負担をして、これは何か社会保障ですか、それ
も蓄積された資金の運用のほうに有利です。こ
れはこの問題ではありませんが、生命保険なん
かをかなり分析すると、いまの金融制度における
生命保険の、一般の民間の保険から見まして、
これは全く、こう言うところから見ましても、
けれども、取寄せた金の蓄積ですよ。だからこ
そ一流はもう二流でも生命保険ではつづれた
例がない。火災保険とかそういうものについては
若干問題があるところはありますけれども、そう
いう保険の計算によつてすべて取寄せ——取寄せ
と言ふことは、いかにねければ直しますけれども、
蓄積されたものによつてあの高層ビルができてい
る。生命保険というものは物をつくつておらな
い。物をつくつて初めてその利潤というものは出
てくる。ところが、いまの日本の政府における資本
主義と申しますか自由主義と申しますか、そういう
機構、からくりというものはそういうものですよ。
そうしていかにも優遇しているとか何とかい
うことで社会保障制度とか言っているけれども、
その実態はそうではない。したがって、せめては
政府が管理するところの農林とか、あるいはその
他の共済年金、厚生年金、あるいは国民年金の運
用だけは、社会保障の精神を踏まえて、現実には
はそういうことをいまの政府やれと言つたてや
らぬでしようが、踏まえてやつぱり運用すべき
だ。民間の保険会社についてわれわれは干渉する
権限はありません。われわれは批判はしております
す。けれども、いま一番金融機関で、大御所とし
ていわれる日本のすべての経済を動かしているの
は、金融機関のうちの生命保険ですよ。ばく大な
資金を持っている。一体その資金はだれが与えた

か。資本金はほんのわずか、それでもあれだけの
運用ができるということが現在の機構なんです。
そういうことを農水の委員会でも言つてもしかたが
ないから言いませんけれども、そういう考え方で
やつておられるのが年金制度です。一兆三千億、
二兆ぐらいの積み立て金で出てきている。七十年
八十年ぐらいにはバーではなしに均衡して、それ
から積み立て金が横ばいするだろうと言っている
けれども、そのときには世の中は変わつておりま
すよ。そのほとんどが財政投融資。労働者から巻
き上げたと言つておかしければ掛け金。その掛け
金というものは全部政府が運用する。還元わずか二
五％。農林においてはわずか十億、三百億のうち十
億でやつている。こういう現状を踏まえたとき
に、われわれは黙つておられない。社会主義とか
そういうものはどけましよう。現実の姿を見ても
そんなものはいとは言えません。そこにわれ
われが主張する社会保障を、軌道に乗せてもら
いたい。それで初めて社会保障制度と言つてもら
いたい。これは商売ですよ。もうけますよ。これら
の金を運用すればもうけている。現実の保険料率
は予定どおり五分五厘、五・五％でかけて、運用
は七分なり八分、その利ざやももうけているので
すよ。これは還元されない、いまの法律でい
つて。それだけ浮いてる。それが全部蓄積されて
いる。そういうからくりの中でこれを運用されて
いる実態は、われわれは絶対承服はできない。修正
されたからこれは賛成して通されたかどうかしり
ません。またわかつたと言いません。そういうから
くりがあるものを前提として修正をしてよくなつ
たんだというものを、よそで言つてもよろ
しいけれども、少なくとも参議院の農水委員会
は通用しませんから、今後一切まかりならぬです
よ。今後私は何回出てくるかしりませんけれども
も、それを私は最後にきめつけようというわけでは
ないが、そういうことを主張して、最後に私の言
つたことについて、異論があるなら異論があります
と、なければなりません、この答弁だけで私は

きようは終わります。
○国務大臣(坂田英一君) ただいまいろいろお話
を承りましたのでございますが、もちろんこの資
金の運用についてはこれだけではなしに、全般を
通じていろいろ運用されておることでございます
から、農業方面にもまたさうな意味における資
金の運用は、これは申しますと長くなります
が、いろいろその地帯の方面に向かつて十分の
努力は払いつつあるわけでございます。もちろ
ん、いま山本委員の御指摘の点については、十分
私もとしては、また農民の方面のいろいろの改
善について十分努力を進めてまいるといふ方向
に、この資金についてもさうな方向に努力いた
したいというところは、これは言ひまでもございま
せん。全般についてのいろいろの問題につ
いては、また申し上げたい点もあつたが、長くなり
ますから、御了承いただきます。

○山本伊三郎君 これで終わりますが、そんな答
弁じゃ納得しない。長くなりますから、何時間
になるか知りませんが、聞きたいですけれども、
長くなると聞いても結論は、あなたの言われ
ることは一つだと思ふのだ。しかし、私はそれは
幾ら説明されても、具体的に数字を示し、また実
体的な数字を示してこの問題は説明しなければ、
ほかの農政の問題じゃないのですから、その簡単
にいかないというところは認識してもらいたい。幾
らあなたに答弁求めても、そのぐらいの答弁しか
出さないと思ふから、それを言つてももうむだで
すから、それだけ言つておいて、私は質問を終わ
ります。

【委員長退席、理事野知浩之君着席】
○宮崎正義君 最初に、厚生年金から農林年金に
分離した基本的な考え方といひますか、その理由
といひますか、そういうことから伺いたいと思
ひます。大臣ひとつお願いいたします。

○国務大臣(坂田英一君) これはちやうど昭和三
十三年に分離したかと思ふのでございますが、こ
れはその当時の事情から申しまして、国家公務員
のほかにはそれぞれ、たとえば市町村なら市町村の

吏員としてのまた構成がありますのでございまして、さうな関係から、農林関係の団体関係の共済として独立したほうがよろしいという点を、団体側の意向等をも十分しんしゃくいたしまして、かようなことに相なったのだと存じております。

○宮崎正義君 農林関係の人たちのためにやったほうがいいという、いまそのために分離したというようにお話をしますが、先ほど来から論議されておりますように、私が皆さんに申し上げることもありませんけれども、わが国の農林漁業が国民経済の全体の中でこれは大きな役割りをしているということは、もういまでも言うまでもありませんが、言うならば、その最先端に立つて働いている農業共済組合の方々というのは、他の組合員より極端に劣った条件の中で、しかも低賃金の中でその責務をなすて日夜苦慮しておられるのです。これらの組合員の方々に報いられるというので、いま大臣から言われたような観点から農林年金ができたという、そういう観点で今日まで論議されてきておられるのですから、第四十六回の参議院の農林水産委員会における農林年金法一部改正に対する附帯決議、これが八項目にわたってなされております。その中に、物価変動等に対する年金額のスライド制を採用することになっておりますが、厚生年金法の第一条の二及び船員保険法の第二条の二、国家公務員法第七十二条第二項、地方公務員法第四十三条第三項、国民年金法第四条と、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律で明らかにするように、国民生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合、変動の諸事情に因應するための改正措置が講じられるべきで、いわゆる年金スライド原則規定によつてすでに措置されていなければならないはずなんです、この附帯決議をされていることについてどういうふうに考えてきたのか、また今後考えられていくところなのか伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 農林年金の法律には、

ただいま先生がおあげになりましたような、ほかの公的年金制度にございまして、その年金のいわゆるスライドに関する原則規定が今日までございまして、農林関係もございまして、四十六国会の参議院での農林水産委員会での修正法案に対する附帯決議の際の第二項にその旨を決議をなされたわけでございますが、これは去る二月十八日に政府が提案をいたしまして、現在御審議をいたしております旧令共済組合の関係の法律案の中で、一条の二として農林年金にも同趣旨の規定を入れるような改正法案が提出をされておるわけでございます。

ところで、いま先生のお尋ねは、そういう規定が実現をした場合に、今後どのように具体的に運用をしていくのかということについてのお尋ねであらうかと思ひますが、今回御審議をいたしております法案でも、農林年金に入りまして年金スライドの規定が、厚生年金その他の法律にございまして規定と同趣旨または同文なものでございまして、原則的に給付の額がいろいろな諸事情の変化に対応しながらも改正措置を講じなければならぬということだけを思想としてお申しますか、抽象的に規定をしておるだけで、具体的に、たとえば物価が何%上がったかどうか、そのうち、そういうようなところまでは明確にいたしておらないわけでございます。もちろん、今後私どもがこの改正法律が施行になります、以後具体的にこの規定に基づいていかなる処置をとっていくかということになりますと、各種の公的な年金制度全体を通しての共通な運用を当然国としては必要といたすわけでございますので、関係各省との間に十分横の連絡をとりながら、具体的な基準を統一をとつて国として処置をしていなければならぬのは当然でございます。現在関係各省等におきましてそれぞれいろいろな諸外国の例等も検討をいたしておるわけでございます。私もこれら関係各省と十分検討を重ね、協議をいたしまして、できるだけ早く具体的な規定による措置の方法等を検討いたしてまいりたいと思ひております。現段階におきましては、私

の口からいつごろまでにできるとか、あるいは大体こんなことを考えているとかいうふうに、政府としての統一見解を申し上げ得る段階には至っておりませんので、できるだけ早い機会にそういう基準を設定をして、それに応じた具体的な措置がとれますように現在せつかく検討いたしておる段階でございます。

○宮崎正義君 現段階ではまだできないというふうにお話しなんです、当然この法案を提案されるときには、それらのことが含まれた上の提案じゃないかならないかと思ひますが、衆議院のときにもお答えになつておるようですが、この第一点のスライド制の原則は、この法案ではなしに、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案で、すでに二月十八日、いまおっしゃられた政府が提案をしておりますが、この法案の中で、この法律の中の一条に加えるように提案しているのをごさいます、こういうふうにはやほりいとおっしゃつておられるんですが、これはこちらの法案の三条の二というんではないんでしょいかね。

○政府委員(和田正明君) たいへん長い法律の名前でございまして、正式な法律の名前を申し上げることは省略をさせていただきますが、ただいま先生がおっしゃいました法律の附則第九条で、農林年金の法律の第一条の次に第一条の二という規定を設けて、他の公的年金制度にございましてのとほ同趣旨の内容の規定を追加するということにいたしておるわけでございます。

○宮崎正義君 それだったら、当然考えて踏み切つていいというわけにはいかないんですか。いまの御答弁からによりますと、どうですか、この点。

○政府委員(和田正明君) 先ほどお話がございましたように、本法案を提案する段階で、具体的な基準がおおよそ想定されず法律案を出したのではないかという御意見であらうかと思ひますが、

います、理想的に申し上げれば、御指摘のように、やはり法律案を国会に提出し、御審議をいただきます段階では、ほほそういう具体的な行政措置の考え方がきまつておるべきものだと思いますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、各種の公的年金制度にほほ共通の趣旨の規定がございまして、それらの規定、全体のバランスをとりながら、国として運営をいたさなければならぬ性質のものでございまして、いろいろとむずかしい問題もございまして、現段階におきましてはなお検討をしております、政府側としてまだ最終的にかくかくというふう具体的に申し上げ得る段階にはなつておらないのでございまして。

○宮崎正義君 それじゃこの問題はそのまましておきますが、つけ加えて申し上げたいことは、先ほどの、この厚生年金から農林年金へ分離したその考え方から言つて、どれよりもかれよりも先に、このスライド制という考え方、行き方というものを採用しなければならぬのじゃないかというところを申し上げて、次へ進んでいきたいと思ひます。

先ほど山本委員のほうから計数をあげられてこまかくお話がありましたけれども、むずかしい計算は別として、純理論的といひますか、率直な考え方を言わしていただきました、この年金法の、早く言えば生みの親であるところの厚生年金、これは昨年の、先ほどお話があつた法改正で、千分の二十の補助率を見ている。ところが、論議されておりますように、この年金法はなぜ千分の二十に補助率が引き上げられないのか。船員保険においても五%の引き上げを行つて二五%になつてゐる。また、他の共済制度との均衡の面からいきまして、先ほど来のお話があるように、農林関係者のまことに零細な生活を営んでいる中で、とうとう仕事をやつてゐる面から考えても、そういう面からいきまして、国家公務員の共済は、給付に要する費用の一五%のほかに、政府負担分として二百三十八万円を国が負担している。

したがって、率に直しますと千分の二・七三％ですか、こうなっておりますが、農林年金よりも実質的な負担がこの分だけ少なくなっているというふうに言えるわけなんです。こういうパラノスの問題についてでも、先ほどから論議されておるのですが、この点について当然、俗なことばで言えば、育てた親、親が子供を育てるのは当然の理であって、貧しい組合員の掛け金の負担の軽減をはかることが、そもそものこの法の目的であるという点から、この掛け金の負担の軽減ということをもう一回確認の意味で私も何っておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 先ほど山本委員の御質問の際にもお答えを申し上げましたように、確かに掛け金があるの共済に比較して、この年金では高いことは事実でございます。私どもとしてはそのことについては十分承知をいたしまして、いろいろな努力をいたしてまいりましたわけでございまして、先生が、ただいま国家公務員について若干お話がございましたように、金額は幾らであつたかは別といたしまして、国家公務員については、法律の規定で、給付内容の改善に伴ひまして、過去において掛け金の支払い不足部分を国が負担して、追加費用を埋めました結果、ある程度整理資源率というものが農林年金に比較しては低くなつておることは事実でございますが、それは国と民間団体というものの間で、補助という考え方はなくて、国家公務員の場合にはやはり雇い主としての国という立場でその部分を見たというふうには、いままで政府としては理解をして、またそういう考え方をとおるわけでございまして、まあそういうことが、国家公務員にどのような考え方をとつたにせよ、確かに掛け金を下げる経済的な役割を果たしたことは事実でございますので、先ほど来大臣がお答えを申し上げておられますように、また私もいろいろとお答えを申し上げておられますように、今後とも国の補助なり、その他いろいろな面で十分勘案をいたしまして、掛け金の本人負担の軽減がはかられますような方向で

努力をいたしたいというふうなふうに考えております。

○宮崎正義君 その問題については先ほどから数字を合算してこまかく討論されておりましたので私はこれ以上申し上げませんけれども、整理資源率については国家公務員共済組合と同じように考えていかなければいけないのじゃないか、こう思ひわけなんです、先ほどちょっと話が出たように、財務調整のために必要があるときは毎年予算の範囲内においてこれに要する費用の一部を補助することができると言われていた、この必要といふことについてはお聞きになったようでございますので、私の質問したいことはそうではなくて、この具体的な整理資源の補助率をどう示されていくのか、この点の一つ、そしてまた毎年どうするかという点については、四十一年度の処置をどう考えておられるのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) この衆議院における修正規定が、今後参議院でも御可決になりましたら法律が施行された場合に、四十二年度の予算編成以降においてどのように対処しようとするのか、特にそれが整理資源率、したがって、掛け金の低減との関係においてはどういう具体的なことを考えておられるのかというお尋ねの御趣旨かと思ひますので、先ほど山本委員の御質問に對しまして、この修正の趣旨なり、あるいは解釈上の一、二の例を申し上げたわけでございまして、法律の成立の上での法文上の解釈としては、給付内容の改善をいたしませんでも、あるいは再計算によつて新たな財源の措置が必要であるというふうな事態が生じませんでも、単に掛け金を下げるということのためにこの規定を運用するといふことは、法律の解釈としては可能ではあると思ひますが、国という立場で考えますと、他の制度とのいろいろなバランスの問題、国の財政の事情とかいろいろなことがございまして、いまここでそれほど具体的に確たることを申し上げ

るわけにはまいらないのでございますが、農林省当局としましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、掛け金を引き下げて組合員の負担をできるだけ軽減していくという方向を当然の前提として考えて努力を進めたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 大蔵省のほうの考え方は。

○説明員(平井通郎君) 国家公務員共済組合の整理資源を国が負担するという趣旨につきましましては、先ほど農政局長から御説明申し上げましたようでございますが、若干補足して申し上げます。思ひます。使用主としての立場において国が整理資源を負担するという説明でございますが、この使用主という立場をさらに分析して考えなければならぬと思ひます。御承知のように、現在の国家公務員共済組合法が成立する以前におきましては、官吏について恩給法、それから雇用人について旧共済組合法が適用されておつたわけでございまして、恩給につきましましては、すでに私が申し上げる必要もないと思ひますが、国が一方の責任において、官吏としてふさわしい老後の生活を保障するというたてまえにおいて一方の給付を行つたわけでございます。また雇用人の共済組合につきましても、形の上におきましては共済組合という名称を用い、現在の共済組合と形式的には類似いたしておりますけれども、その運用の実態を見ますと、必ずしも保険数理に基づいて運用されたものではななく、むしろ恩給等が引き上げられれば当然これに従つて給付内容の改善を行なうというふうなことをやっております、いわば恩給法に代替する措置というふうなことをおつたわけでございまして、したがって、その運営の責任は保険数理に基づかずして国が最終的な責任を負担する、こういうやり方をいたしておりました。経過的に申し上げますならば、このように二つの制度が現在の国家公務員共済組合の中に発展的に解消したわけでございますが、この考え方の基礎としては、少なくとも将来に向かつては国家公務員の退職保

障というものはやはり社会保険の体系の中で処理していきたい、こういう考え方に立ちました。したがって、将来に向かつての負担はあくまでも使用主としての国と、それから公務員とが折半負担をし、ただ全体の給付に對して一五％、当初は一〇％でございましたが、引き上げられて一五％の国庫負担をする、こういう形になっておるわけでございます。ただ、御承知のように、かりに恩給法が継続適用されておつたであらうとすれば、まあ三十四年の十月の現制度への切りかえ以前にすでに就職しておりました国家公務員については、当然国が一方的に退職後の給付を保障するという形をとつたわけでございます。したがって、いま申し上げた、そういう既得権と申しますか、期待権と申しますか、こういうものを保障する意味において、今後において給付が、現実の退職が行なわれて給付が発生いたします場合に、当然三十四年十月以前の部分については国がこれを負担する、これがいわば整理資源という意味で言われておるわけでございます。したがって、社会保険の体系の中において、当然国が整理資源を負担するという考え方をとおるわけではございませんので、むしろ旧制度のいわば残存物という形において恩給法上の義務の継続という形において整理資源を負担しておるわけでございます。こういった点から考えますと、現在の農林年金なり、あるいは私学年金について整理資源を当然国が負担すべきであるかどうか、これは必ずしも一がいには是とするわけにはいかないのではないかとわれわれは考えております。ただ、全体としての制度を考えまして、こういった現在の社会保険の中には当然厚生年金も含めまして将来の三者負担において整理資源の分担が行なわれていくわけでございます。全体的に見ましてこういった掛け金なり、あるいは財源率が高くて高い、その結果として非常に給付の低いような場合において気の毒な場合が出てくる、こういうこともあり得るわけでございます。そういう場合にも他制度とのバランス上、これを全体として国の補助を予算的に

行なりかどうかという問題は別途考へることは可能ではございません。ただ、特に整理資源を取り上げて、その整理資源のために負担すべきかどうかという点については、私どもとしては必ずしもこれをとるべきではないというふうに考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 整理資源のバランスの意味において大體今後の、早くいえば四十一年度、四十二年度の予算の処置はどの程度に考へられておるか、伺つておきたいと思ふのですが……

○政府委員(和田正明君) 改正法律案では毎年の給付に要する費用の一六%の補助をいたすことになつておりますが、その一六%は整理資源の部分にもかかるわけでございますから、本年度の予算では一六%が国の対象になると、こういうふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。

○宮崎正義君 この一六%の点で先ほど来論議されておつたのでありますので、これは言うならばもっと補助率を引き上げて、そうしてバランスの面に沿うようにすることがバランスに沿うということではないかと私は思ふわけですが、大蔵省の当局のお話を伺つてみると、旧法の性格の義務負担みたいな形でこれができていたんだというふうに承つたのですが、そうじゃなくて、もう少し一歩考へて前向きに進めた行き方で補助率を上げていくかどうかということについて、くだいようですが、伺つておきたいと思ひます。

○説明員(平井建郎君) 社会保険に必要な経費の中の整理資源と申しますか、たとえばベースアップが行なわれた場合における必要な経費をすべて国で持つかどうか、こういう点については、これは社会保険全体に通ずる大問題でございます。ただ、農林年金のみについて、そういうものを国が当然持つんだという考へ方は出てこないだらうと私は考へております。ただ、御承知のように、農林年金は、あるいは厚生年金等の財源率の計算の中には、おのずからそういうものも含まれておりますから、その限りについて、私どもは整理資源を国が負担するということは、社会保

険全体としてはある。特にこれだけを取り上げて特別の負担をするということとは現在のところでは考へておりません。

○宮崎正義君 バランスの面からいきまして、農水関係の業務に携わつておる人たちは低賃金な面ですから、補助率等々を上げることによつてバランスがとれるんだというふうに私は思ふわけですが、そういうことをひとつお考へになつて予算措置等の補助率等の考へ方を私はしていただきたいというふうに思ふわけでありまして……

次に、余裕金を組合員の福祉向上のためにどのように使つていられるかということですが、余裕金の使途について具体的に示していただきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 余裕金の全体の貸し付けの内容につきましては、先日お配りを申し上げました資料の五ページにもございまして、また先ほどそれぞれ費目ごとの数字を申し上げましたので、省略いたしますが、お尋ねの御趣旨は福祉事業としてどのような貸し付けが行なわれているかということであらうかと思ひますので、その点について若干申し上げます。福祉貸し付けとして一般貸し付けと住宅貸し付け、それから災害貸し付けという三つの貸し付けをいたしております。で、本年の一月三十一日末におきます数字としては、一般貸し付けが百七十件の貸し付け希望に對しまして、百四十七件の貸し付けをいたしました。そのほか二月二十一日現在でなお審査中のものが八件ございまして、それから住宅貸し付けが千三百十三件の希望に對して、一月末日まで千百十五件の貸し付けを決定をいたしました。その貸し付け額が三億三千三百五十四万、百五十一件が二月二十一日現在においてなお審査中でございます。それから災害に對する貸し付けとして二十二件の申請がございました。そのうちの二十一件の貸し付けがその日までに終わりました。これが百八万円で、二月一日現在で三億三千九百九十九万円を貸し付けをした、これはもちろん本年度と申しますか、四十年年度中の二月一日現在における

申請に對する貸し付け内容でございますから、そういうものが毎年累積いたしました。先ほど申しましたように、四十年末までの十億というふうに積み重ねられてまいつておるといふ事情でございます。

○宮崎正義君 先ほど十億の問題等については還元することが優先でなければならぬというお話がありました。私も同感であります。累積されていく余裕金は、全部組合員から出された組合費であり、当然組合員のほうの賃金を上げていくとか、あるいは臨時の賞与を出していくとか、待遇改善をするとか、そういうところにも重点を置かなければならぬのじゃないか、こういうふうに私は思ふわけですが、そこで山本委員も質問しておりましたように、年金の給付率が最高百分の七十といつて頭打ちになっておりますが、この給付率なんかも、いまの私の申し上げた考へ方からいけば、病氣をしない者、あるいは貸し付けを受けていない者、ただ積み上げていって銀行利子にもならないというふうなことでなければならぬ、そういう人たちのためにも考へられることは、給付率を少なくとも百分の百以上上げるような考へ方をしてこそ、初めて組合の共済制度の精神じゃないか、こういうふうな極端な——極端というのか、あたりまえのことだと思ふのですが、こういうふうな考へておられるのですが、この年金の満期に對する年金の給付率と、こういう点についてどういふふうに将来は考へていこうかと思つておられるか、この点も伺つておきたい。

○政府委員(和田正明君) 御指摘のように、最高二十年以上つとめました場合は百分の四十というものが給付率でございますが、最高百分の七十で押えておるわけでございます。これは一応試算をしてみますと、七十五までつとめた場合とほぼ同じ数字になるわけでございますが、それ以上の勤務者の数というのは御承知のようにそれほど多いものではないわけでございます。ただ、もちろんいまのような頭打ちの問題は、日本の各種の公的年金制度全体を通しての一つの基本的な制度論でございまして、この農林年金だけでどうというこ

とには相ならない問題ではないかと思ひますが、御示唆の点もいろいろございまして、そういうバランスなり、あるいは全体の公的年金制度のあり方の問題として考へていかなければならぬ、こういう性質のものではないかというふうに存じております。

○宮崎正義君 でそれから、これは特に考へていかなければいけないのじゃないか、こう思ふわけなんです。したがって、ほかの年金制度の面よりも農林年金においては特に先達をしていくようになければならぬのじゃないか、こう私は言いたいのですが、こういう点についてお考へを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 今後検討いたします際に貴重な御意見として十分参考にさせていただきます。

○宮崎正義君 掛け金の運用使途についても先ほどちょっと触れられたようですが、この点につきましても具体的に指示していただきたいと思ふのです。その内容となる掛け金の運用状態によつて組合員が納得されていくものでなければならぬ。こういう点から掛け金の運用についての基本的な考へ方をこの際伺ひたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 余裕金の運用につきましては、十分組合員の意思を反映するような方向で指導すべきではないかという御趣旨であらうかと思ひますが、実は先般、昨年でございまして、か、年金の、組合で組合員に對するアンケート調査等もいたしまして、福祉事業としての組合員の希望等もとりました資料もございまして、そういうような資料を勘案をいたしながら、十分組合員が希望しているような方向に、たとえば福祉事業としての貸し付け、その他が運用できますようにしてまいりたいと思つております。

○宮崎正義君 いまお話ありましたアンケート等も非常に参考になるんじゃないかと思ひますが、あとでまた提出をしていただければ幸いですと思ひますが、先ほどちょっとお話が出ましたよう

あつちこつちに見受けられるように思うわけですが、これらの方々に對する待遇等をどう考へておられるのか、將來、こゝした現実的の交際のなき方をどう改めようとするのか、この点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 法律の第十四条に、「次に掲げる者を除く。」といふことで、「常時勤務に服しない者」、あるいは「たゞいまお話のごさいますしたような臨時に使用される者」については組合員とできないといふことになっておりますが、その二つのほりのたゞし書きで、日々雇入れられる者であつても、それが切りかへて一カ月をこえる場合、それから二カ月以内の期間を定めて使用される者を、二カ月の経過後さらに引き続き雇用される場合には、組合員として取り扱ふということになっておりますので、私の承知してあります限りでは、日々雇入れ、あるいは期限を限つた雇用者でありまして、それが雇用契約上、切りかへ切りかへたしして継続してあります場合には、この制度の對象者として取り扱つてゐるものといふことに了解をいたしておるわけでございます。

○宮崎正義君 累計してよろしいですか、日数等は、切りかへ切りかへですか。

○政府委員(和田正明君) 毎日雇入れられる人が、一カ月以上毎日続いて雇入れられる、そういう場合には……。

○宮崎正義君 また翌月に切りかへつていく、それが全部累計されるわけですね。

共済組合の對象団体の範囲を拡大していくといふ考へ方、それについて伺つておきたいと思ひますが、たとえば「家の光」とか全国農業共済協会等に類する団体が三百団体以上あるように思つておるのですが、その中の加入可能な団体加入させて、そして組合の拡充策としていくような考へがあるかどうか。民法法人についての加入の問題についてどう考へるか。またその加入の基準等をきめられていくお考へがあるのかどうかといふことも聞いておきたいと思ひます。

昭和四十一年六月十日印刷

○政府委員(和田正明君) 御承知のように、この年金では、法律で限定を入れるときに、特別の法律によつて設立される法人で、しかもその設立が關係者の任意の意思に基づいて設立された団体に限るといふ、そういう思想で整理をされております關係で、きつめて限定的なわけでございますが、したがひまして、同じようなもの、たとえば農林中央金庫でございますとかいふように、特別の法律で設立された法人ではございまして、けれども、設立自身が必ずしも任意でないようなものは、現在もこの法律の對象団体として包括をいたしておらないわけでございます。

そこで、やはり任意の設立ではあるけれども、特別法律によらないで、民法の一般原則によつて設立された団体が、この農林年金に加入したいという希望は数年前からございまして、いま私どもの手元には、昨年の三月末の調べで二百三十一の組合の団体、その団体の職員が千八百八十四名ほどの者がこの年金に加入をしたいという希望の申し入れを受けておるわけでございます。

〔理事野知浩之君退席、委員長着席〕

これらの諸団体は大部分が当然に厚生年金法の適用對象者であらうかと思ひますが、これらの中には、實際に職員の数と比べて見ますと、一団体としてもきつめて数の少ないものとか、あるいは職員の交代が常ならざるものとかいろいろございまして、考へ方として、希望のあるものは全部入れるということになりますと、また掛け金の徴収等につきましても、農林年金の事務当局としても問題がございまして、また農林水産業に關係のあるものは皆入れてよいといふことも、全体の公的年金制度全体のバランスから考へていかかといふようないろいろな問題もあるわけでございます。そこで、先年来、農林省の内部におきまして、もし現在法律で制限列挙してあるもの以外に、民法法人をもし加入をさせるとするならば、どのような基準でどのような限界までを認めるのか、どの辺が適當であるかどうかといふことについて、いろいろな基準を考へてみたわけ

昭和四十一年六月十一日発行

ございまして、いずれの基準も、帯に短かしたすきに長しと申しますか一利一害ございまして、万全なと申しますか、十分納得を得るような基準がまだできておらないわけでございます。この委員会での先回の關係法案の御審議の際の附帶決議にも、たしかこの問題について御決議があつたかと思ひます。あまりいつまでも延引をいたすのは適當でないと思ひますので、私どもとしてはおそくとも本年度中に何らかの基準を考へる。たとへ、だめといふようなことであるにしても、もちろんだめといふ方向で検討するつもりはございせんが、いずれにしても何らかの結論を少なくとも本年度中には出して、この問題に終止符を打ちたいといふ考へ方で、現在いろいろ検討を進めておる段階でございます。

○宮崎正義君 時間もだいぶんおそくなりましたので、きょうはこの程度でとどめておきたいと思ひますが、減額給付についてきょうも深くお伺ひしたいと思つたんですが、次に譲りましてきょうは質問を終わりますが、いまもお話ありましたように、この法案自体の内容についても満足できないものがあると同じように、民法法人を加入させていくといふその基準をきめていくのにも満足のいくものがないといふのは、やはりこゝした審議を公けにした上の中からすべてがでさう上がったいくのだといふ観点に立つて、いま申し上げましたことについて極力実施を早めていたいただきたいといふことを申し上げて終わりたいと思ひます。このことについて大臣から一言……。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまの団体についての加入問題については、できる限り早く結論を出したいと存じますから、御了承願ひます。

○委員長(山崎亨君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、散會いたします。

午後四時四十四分散會

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局